

奄美市第 2 期教育振興基本計画

～地域の中で教え，学ぶ教育・文化のまちづくり～



令和 3 年 3 月

奄美市教育委員会



奄美市民憲章

誇りある奄美市民の幸福と前進のために

- 1 わたしたち奄美市民は
きまりを守り住みやすいまちをつくります
- 2 わたしたち奄美市民は
助け合いぬくもりのあるまちをつくります
- 3 わたしたち奄美市民は
健康で明るいまちをつくります
- 4 わたしたち奄美市民は
教養を高め伸びゆくまちをつくります
- 5 わたしたち奄美市民は
よく働き豊かなまちをつくります

平成19年3月20日制定

奄美市市章

奄美市のイニシャルである「A」をモチーフとし、奄美の豊かな自然と共生していく市民の姿を表現している。また、赤い円（中央の円）は奄美の恵みの太陽を表現している。

目 次

第1章 計画策定について

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3

第2章 本市教育を取り巻く現状

1 これまでの取組の成果	4
2 社会状況	5
(1) 人口減少や少子高齢化の進行	5
(2) 高度情報化の進展	6
(3) グローバル化の進展	8
(4) 子どもの貧困など社会経済的課題	8
(5) 地球規模での環境問題	9
(6) 価値観やライフスタイルの多様化	10
(7) 地方創生の推進	10
3 本市の子どもたちを取り巻く現状と課題	12
(1) 児童生徒数の減少	12
(2) 学力	14
(3) いじめ・不登校の状況	16
(4) 規範意識	17
(5) 基本的生活習慣	18
(6) 特別支援教育	21
(7) キャリア教育	22
(8) 体力や運動能力	22
(9) 安全・安心な教育環境の整備	24
(10) 家庭・地域の教育力	25
(11) 子どもたちの文化活動	26

第3章 奄美市教育行政の基本的方向

1 教育の基本理念	28
2 教育の基本目標	29
3 教育の基本方針	30

第4章 今後5年間に取り組む施策

1 本市教育の取組における視点	31
2 本市教育施策の方向性	33
〔基本目標と施策の関連図〕	35
3 具体的施策の展開	36

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

① 道德教育の充実	38
② 生徒指導の充実	40
③ 人権教育の充実	42
④ 体験活動の充実	44
⑤ 子供の読書活動の推進	45
⑥ 文化活動の推進	46
⑦ 食育の推進	47
⑧ 体力・運動能力の向上	49
⑨ 健康教育の充実	50
〔 計画期間における数値目標 〕	51

II 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

① 確かな学力の定着	52
② 特別支援教育の推進	53
③ キャリア教育の推進	55
④ 産業教育の推進	56
⑤ 幼児教育の充実	57
⑥ 郷土教育の推進	58
⑦ 教育の情報化の推進	59
⑧ 社会の変化に対応した教育の推進	
(ア) 環境教育	61
(イ) 福祉教育・ボランティア活動	62
(ウ) 国際理解教育	63
(エ) 消費者教育	65
(オ) 主権者教育	66
〔 計画期間における数値目標 〕	67

III 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

① 開かれた学校づくり	68
② 学校運営の充実	69
③ へき地・小規模校教育の振興	70
④ 教職員の資質向上	71
⑤ 安全・安心な学校づくり	72
⑥ 「学びのセーフティーネット」の充実	73
〔 計画期間における数値目標 〕	74

IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

① 地域ぐるみでの子どもの育成	75
② 地域を支える次世代の人づくり	76
③ 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり	77

④ 家庭の教育力の向上	78
-----------------------	----

V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

① 生涯学習環境の充実	79
② 生涯スポーツの推進	80
③ 競技スポーツの推進	81
④ 文化芸術活動の促進	82
⑤ 地域文化の継承・発展	84
⑥ 文化財の保存・活用	85
〔 計画期間における数値目標 〕	86

第5章 計画実現に向けて

1 教育行政の着実な推進	87
2 学校・家庭・地域等との連携・協働	87
3 関係部局・関係機関との連携・協力	87
4 計画の進捗状況の確認	87

はじめに

我が国は、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化や核家族化の進行、技術革新の急速な進展などにより、社会のあらゆる面で大きな変革期を迎えています。人口減少、少子高齢化の著しい進行は、コミュニティの後退、産業の衰退、文化の消滅などが懸念されます。また、IoT、AI など第4次産業革命のイノベーションが予測困難なスピードで進展しております。

教育に関しても、家庭や地域の教育力の低下、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、規範意識や倫理観の欠如など、多くの課題が指摘されており、本市においても、確かな学力の定着、生徒指導や特別支援教育の充実、教職員の資質能力の向上、学校における働き方改革、IoT、AI などの技術革新に対応した教育、家計における教育費負担の軽減など取り組むべき課題があります。

これまで市教育委員会では、本市の実情に応じた教育振興のための施策についての基本的な計画として、平成28年3月に奄美市教育振興基本計画を策定し、その計画に基づき総合的かつ計画的に取り組みを進めてきたところです。

国は、平成30年6月に第3期教育振興基本計画を閣議決定し、国の第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示しました。

また、県においても平成31年2月に第3期鹿児島県教育振興基本計画を策定し、基本目標に「夢や希望を実現し未来を担う鹿児島の人づくり～あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり～」を掲げ取り組みがなされております。

奄美市第2期教育振興基本計画においては、国・県の計画を踏まえ、これまでの奄美市教育振興基本計画に基づき、基本目標に「地域の中で教え、学ぶ教育・文化のまちづくり」を掲げ、その実現に向け令和3年度から5年間に取り組む施策を体系化いたしました。

今後、市教育委員会においては、この計画に基づき、学校、家庭、地域等との連携を積極的に図りながら、計画の着実な推進に努めてまいります。

令和3年3月

奄美市教育委員会

第1章 計画策定について

1 計画策定の趣旨

奄美市教育委員会は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、平成28年3月に「奄美市教育振興基本計画」（以下、第1期計画という。）を策定しました。

第1期計画では、10年後を見据えた教育の姿として、平成23年3月に策定された奄美市総合計画における教育分野の「地域の中で教え、学ぶ教育・文化のまちづくり」を基本目標とし、さらに、目標達成に向けた年次数値目標を定めた「共に生きる教育～あまみの子どもたちを光に～」を基本方針として教育行政に係る各種施策を進めてまいりました。

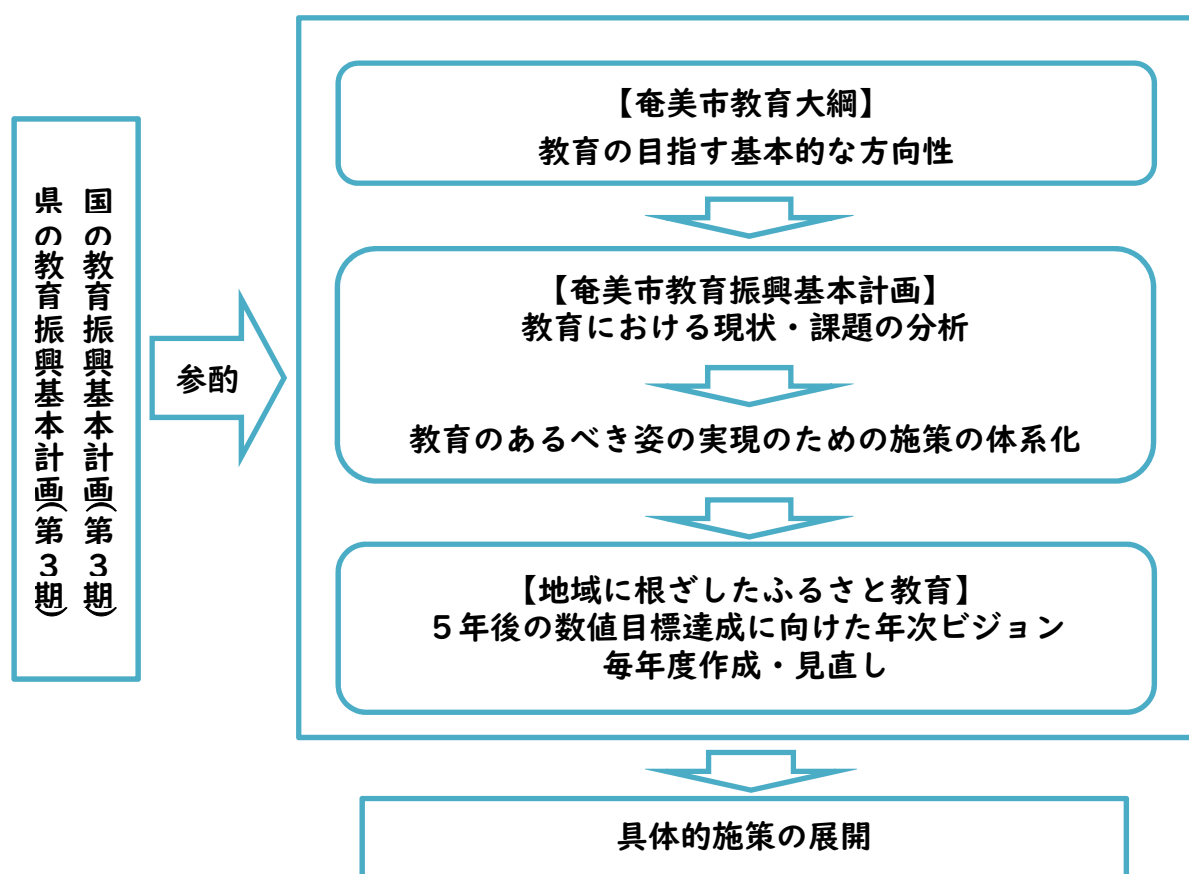
平成30年6月に国は第3期教育振興基本計画を閣議決定し、人生100年時代や超スマート社会（Society5.0）の到来に向け、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化を今後の教育政策の中心課題に据えて取り組む必要があるとの考え方の下、国の第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育施策の在り方を示しました。

また、鹿児島県においては、国の第3期計画を受けて、平成31年2月に「夢や希望を実現し未来を担う鹿児島のひとづくり～あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり～」を基本目標とする第3期鹿児島県教育振興基本計画を策定しました。

本市教育委員会においては、このような国及び県の動向や社会情勢の変化に対応するとともに、第1期計画による取組の成果と課題を踏まえながら、中期的展望に立ち、引き続き本市の実情に応じた教育行政を計画的に推進するため、令和3年度から令和7年度までの5年間に取り組むべき施策などについて示した「第2期奄美市教育振興基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき策定するものであり、国の第3次教育振興基本計画及び県の第3期教育振興基本計画を参酌し、奄美市教育大綱の教育施策の根本となる方針の具現化のため、本市の実情に応じた生涯学習社会の実現に向け、学校教育分野のみならず、社会教育分野も含めた本市の教育振興のための施策に関する基本的な計画とします。



【教育基本法】(抜粋)

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画期間

第2期奄美市教育振興基本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画とする。

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
奄美市総合計画（後期 5 ヶ年）									
		奄美市教育大綱（改訂版）							
奄美市教育振興基本計画					第 2 期奄美市教育振興基本計画				
共に生きる教育（教育・生涯学習の年度ビジョン）									
			国の第 3 期教育振興基本計画						
				県の第 3 期教育振興基本計画					

第2章 本市教育を取り巻く現状

Ⅰ これまでの取組の成果

奄美市の第1期計画（平成28年度～令和2年度）では、「地域の中で教え、学ぶ教育・文化のまちづくり」を基本目標に、4つの本市教育施策の方向性のもと、35の施策を体系化して取り組んできました。

計画の進捗状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく事務の点検・評価を活用し、毎年度、各教育分野に関し識見を有する方々の意見を聞くなどして施策ごとの評価を行い、その結果をホームページで広く公表しています。

令和2年度（令和元年度対象）の評価においては、全体的な評価として「目標を概ね達成し、ほぼ期待どおりの成果が得られている」との評価基準となりました。

「確かな学力」の定着・向上、不登校児童・生徒への対応、家庭・地域の教育力向上等具体的な取り組みを行った結果、十分な成果が得られた事業もありましたが、今後も継続していくことや、見直しを行うことが必要な内容もありました。

こうした取り組みの成果や課題、また、以下の社会状況を踏まえて、第2期計画を策定する必要があります。

2 社会状況

現在の社会は知識基盤社会であり、新しい知識・情報・技術が、社会のあらゆる領域での活動の基盤として非常に重要であるが、この知識・情報・技術をめぐる変化は加速度を増している現状があります。また、グローバル化の進展等によって、一つの出来事が広範囲かつ複雑に伝わり、社会の変化を正確に予測することはますます難しくなっています。

このような状況の中にあって、2030年頃には、IoT（Internet of Things）やビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新やグローバル化の一層の進展、人口構造の変化や女性・高齢者等の活躍の進展、雇用環境の変化等が予測されています。

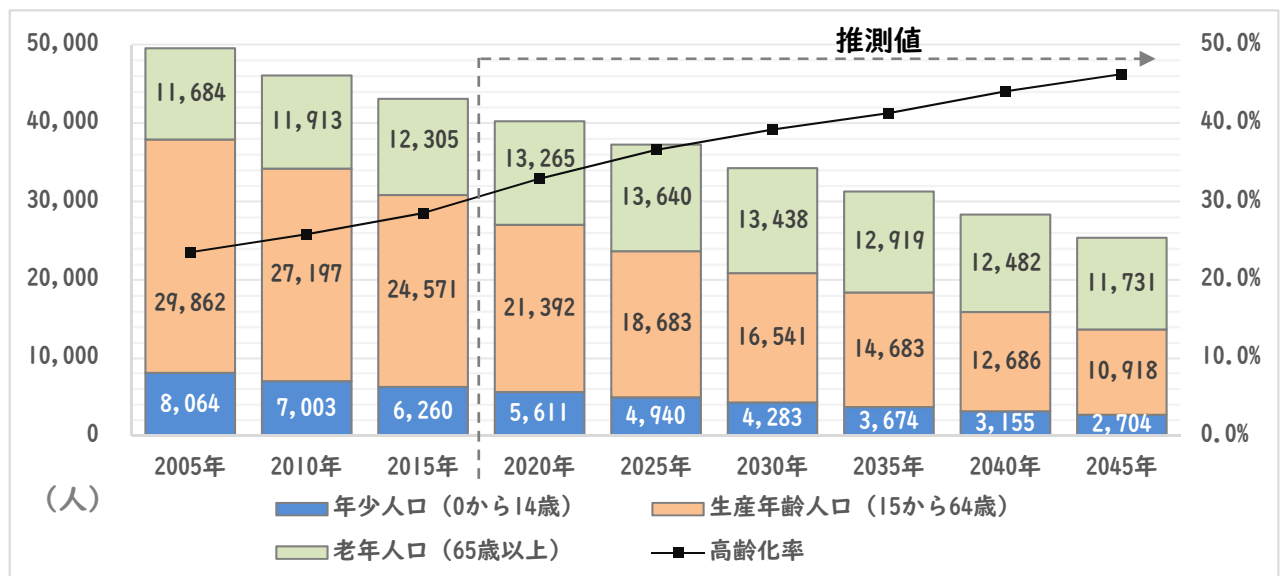
(1) 人口減少や少子高齢化の進行

我が国の人口は、平成20（2008）年をピークとして減少傾向にあり、2030年に掛けて20代、30代の若い世代が約2割減少するほか、65歳以上が我が国の総人口の3割を超えるなど生産人口年齢の減少が加速することが予測されており、経済協力開発機構（OECD）の予測では、生産年齢人口の割合がOECD加盟国中最下位になるとされています。

本市においても、将来予測をみると、人口は今後も減少していく一方で、65歳以上の高齢化率は増加を続けると予想されています。年齢3階級別人口は、平成17年から平成27年にかけて老年人口（65歳以上）は増加する一方、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少を続けており、少子高齢化の傾向がうかがえます。

このような人口減少や少子高齢化の著しい進行により、コミュニティの衰退や、産業、文化など様々な影響が懸念されており、活力ある社会の維持向上が課題となっています。

このため、社会の活力を維持・発展させていくには、将来の少子化に対応した適切な教育環境の整備、家庭における教育・子育て支援、地域と連携・協働した教育づくりが重要であり、文化・スポーツ活動を通じた地域間・世代間などの交流の拡大などが求められます。



(2) 高度情報化の進展

2030 年頃には、第 4 次産業革命とも言われる、IoT やビッグデータ、AI 等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society5.0）の到来が予想されています。研究・開発・商品化から普及までのスピードも加速化しているとの指摘もあり、次々に生み出される新しい知識やアイデアが組織や国の競争力を大きく左右していくことが想定されます。

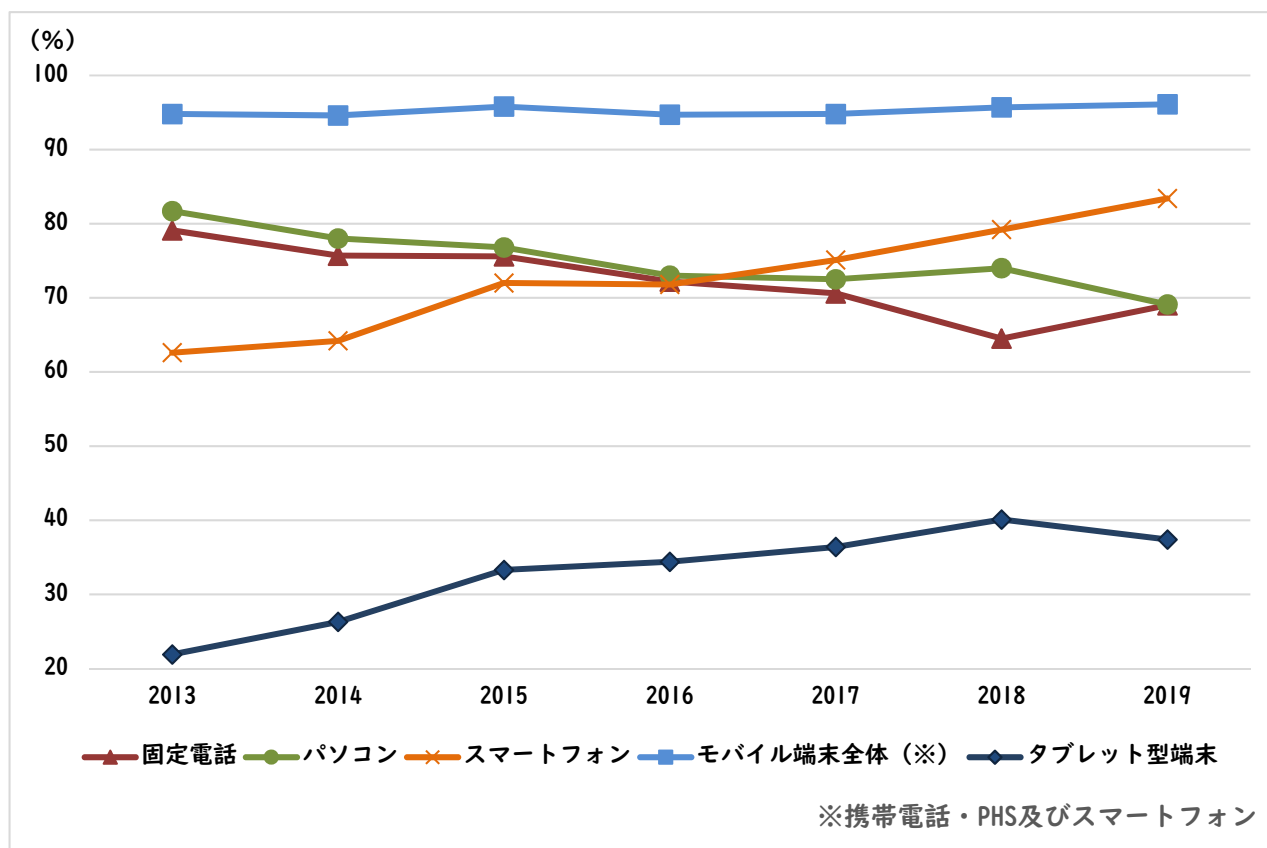
技術革新の進展により、今後 10 年から 20 年後には日本の労働人口の相当規模が技術的には AI やロボット等により代替できるようになる可能性が指摘されている一方で、これまでになかった仕事が新たに生まれることが考えられます。今後、いわゆるメンバーシップ型雇用からジョブ型雇用への移行や労働市場の流動化が一層進展することとも予想されています。

今後、このような加速する技術革新に対応できる人材の育成が求められており、情報通信技術を効果的に活用しながら、様々な問題を解決に導く力を養うことが必要となっています。

また、社会生活におけるスマートフォンの浸透により、誰でも手軽で迅速に双方向で情報を受発信することができる「ソーシャルメディア」が社会生活の基盤となりつつある一方で、子どもたちが SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せず犯罪に加担したりしてしまうなど、子どもの安全が脅かされる事態も生じています。

さらに、あらゆる世代において、情報活用能力（情報リテラシー）を身に付けるとともに、他人のプライバシーや個人情報の安全保護などに関する情報モラルを育成することも必要となっています。

主な情報通信機器の保有状況（世帯）の推移【全国】



インターネット接続機器の所持率【県・本市】（公立学校）

ここでいうインターネット機器とは、携帯電話（スマートフォンを含む。）、ゲーム機、パソコン、タブレット型端末等、インターネットに接続できる機器を指す。

※ 全回答者数に対する割合（％）

県・本市	自分専用		家族共用を使用		所持又は使用		未所持・未使用	
	県	市	県	市	県	市	県	市
小学校	40.6	37.7	49.1	51.3	89.6	89.0	10.4	11.1
中学校	55.6	44.3	39.9	49.7	95.5	94.0	4.5	5.9

資料：（県教委）平成30年度「インターネット利用等に関する調査」結果（保護者対象）

(3) グローバル化の進展

あらゆる場所でグローバル化は加速し、情報通信や交通分野での技術革新により、人々の生活圏も広がっています。また、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっており、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題など、地球規模の人類共通の課題が増大する中、我が国には、それらの課題の解決に積極的に取り組むことが求められています。

世界経済は、世界的なサプライチェーンや金融システムの発達などにより相互依存がこれまで以上に強まっており、各国の各産業がグローバルバリューチェーンの中に組み込まれていく流れにあります。

また、アジアをはじめとするいわゆる新興国が急速に経済成長し、国際社会における存在感が増しており、欧米のみならず、アジアも世界経済の中心的役割を担うこととなるとみられています。

社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化しており、国境を越えた地域間・企業間の競争は一層激化することが懸念され、人材の流動化、人材獲得競争や、国内生産拠点の海外展開などに伴う国内産業の構造変化、海外需要の取り組みといった対応が求められるようになっていきます。

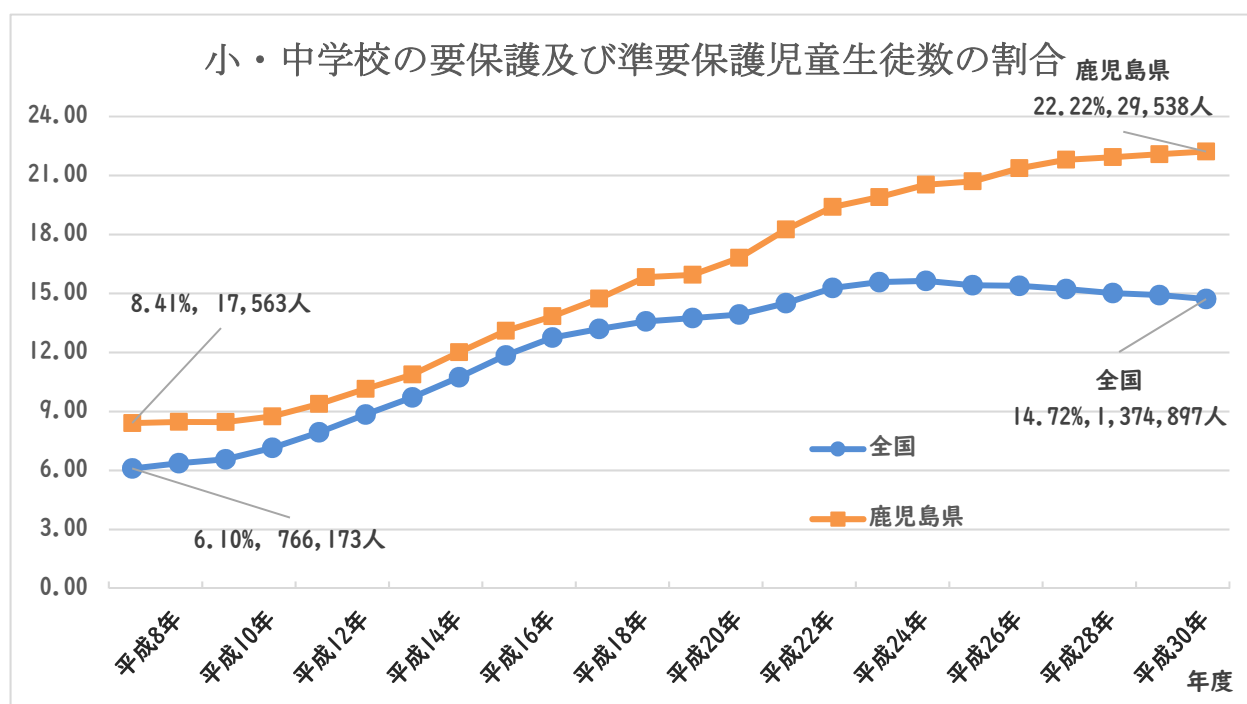
(4) 子どもの貧困など社会経済的課題

我が国の「子どもの貧困率」（平成 28 年（2016 年）国民生活基本調査の概要：厚生労働省）は、2015 年は 13.9%で、過去最悪を記録した平成 25 年の調査時の 16.3%と比較すると、貧困率は減少したものの、引き続き大きな課題となっています。

こうした状況を踏まえ、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成 26 年 1 月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、この法律に基づき平成 26 年 8 月「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

計画では、学校におけるスクールソーシャルワーカーの活用や教職員による気付きなどにより、貧困家庭の子どもたち等を早い段階で生活支援や福祉制度に繋げていくことが求められています。子どもたちの心理に関する支援を行うスクールカウンセラーの配置と合わせて、子どもたちの成長を支える生活環境の充実に向けた取り組みが必要です。

小・中学校の要保護及び準要保護児童生徒数の割合



(5) 地球規模での環境問題

世界規模での人口増加、経済成長に伴う産業活動の拡大や生活水準の上昇は、エネルギー消費量の増大による地球温暖化、オゾン層の破壊、生態系の変化といった地球規模での深刻な環境問題を引き起こしています。

中でも、地球温暖化については、主に石油などの化石燃料の大量消費により排出された二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの影響とされていますが、今後も化石燃料に依存した社会が継続すると、21世紀末には、平均気温が1.1～6.4℃、平均海面水位が18 cm～59 cm上昇するなどの予測も示されており、また、世界的な気候変動により、異常高温や集中豪雨といった異常気象の増加や生態系の変化が懸念されています。

温暖化に伴う気候変動の影響に対処するためには、温室効果ガスの排出抑制等だけではなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して適応できる社会の構築を進めることが重要です。

また、循環型社会の形成に向けて、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の在り方やライフスタイルを見直し、限られた資源を繰り返し使うことのできる物質循環の確保など、環境への負荷をできる限り低減する取組が求められています。

さらに、生物多様性は、食料生産だけではなく自然災害の被害軽減、レクリエーションの場の提供といった様々なサービスや、食や文化に根ざした魅力ある地域づくりの基盤であり、そのような豊かな自然の恵みを将来にわたって享受することのできる自然共生社会の実現が望まれます。

(6) 価値観やライフスタイルの多様化

人々の価値観が「物の豊かさ（経済的な豊かさ）」より「心の豊かさ（精神的な豊かさ）」を、「集団」より「個人」の個性を重視する傾向が高まるなど、多様化しています。こうした価値観の多様化や高齢化、女性の社会進出などにより、個人のライフスタイルも多様化しています。

また、戦後の急速な高度経済成長を遂げる中で、世代間の価値観の差の拡大や、核家族化の進行、人々の移動性・流動性の高まりなどを背景に、地縁や血縁といった伝統的なつながりが希薄化してきています。

さらに、物質的に成熟した社会において、人々が個人の自由を求める中で、地域の人と人とのつながりは弱まり、地域への帰属意識は低下するなど、地域社会の脆弱化が進行し、高齢者や困難を抱えた親子などが地域で孤立するという深刻な状況も生じています。

家庭の状況に目を向ければ、三世帯世帯の割合が低下し、一人親世帯の割合が上昇傾向にあります。子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要ですが、このような世帯構造の変化や地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも、身近に相談できる相手がいないといった家庭教育を行う上での課題も指摘されています。

持続可能な地域社会を形成するためには、本市の特性を生かし、子育て支援や高齢者支援などの身近な生活課題を地域で解決する取組も必要となっています。

(7) 地方創生の推進

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマです。

本市では、国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「第2期奄美市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（奄美市「攻め」の総合戦略2020）を策定し、「しあわせの島」の実現のため5か年計画（令和2年度から令和6年度）を推し進めています。

基本目標として「経済的に自立した島」、「子育てに適した島」、「皆が知恵を出し実行する島」、「豊かな自然と伝統を守る島」の4つの基本目標を示し、子どもがいきいきと健やかに心豊かに育つ島や、市民一人ひとりがこの豊かな自然と伝統を守る島などを目指しています。

人口減少社会において、高齢化や人口の低密度化等により行政コストが増大する中で、限られた資源を有効に活用し、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくことがこれまで以上に求められています。

※持続可能な開発目標（SDGs）とは

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

自治体のSDGsの活用により、政策課題の明確化や、経済・社会・環境の三側面の相互関連性の把握による政策の推進の全体最適化が図られるとして、平成30年12月21日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）」において、「地方創生の一層の推進に当たっては、持続可能な開発目標の主流化を図り、SDGs達成に向けた観点を取り入れ、経済、社会及び環境の統合的向上などの要素を最大限反映する」と位置付けています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 本市の子どもたちを取り巻く現状と課題

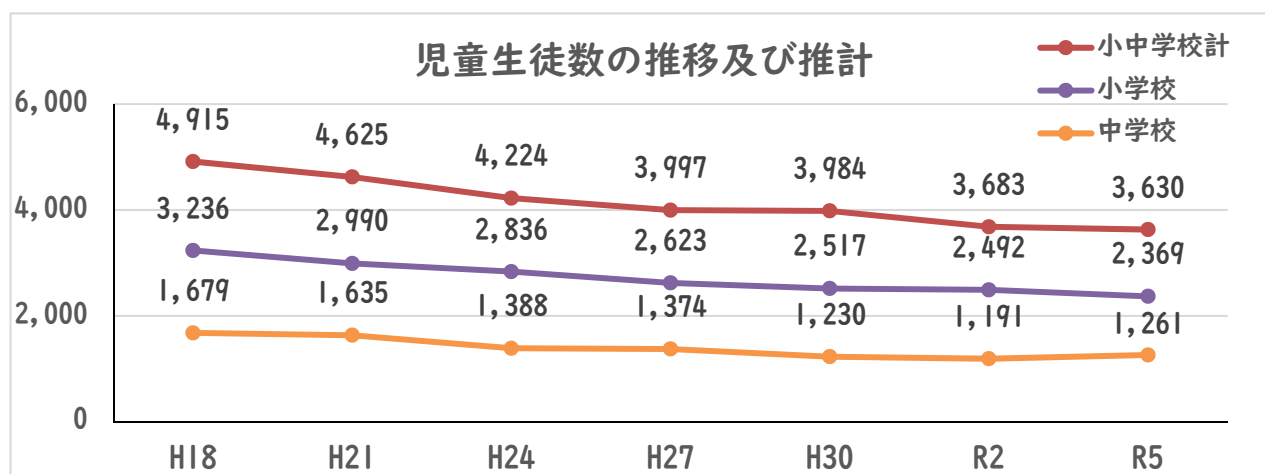
(1) 児童生徒数の減少

本市は、平成18年3月に1市1町1村の合併で誕生し、令和3年度には、合併15周年を迎えます。合併時の学校・児童生徒の状況は、学校数は、33校（うち併設5校）、児童生徒数は、4,915人となっておりましたが、令和2年度の児童生徒数は3,683人と少子化が著しく進んでいる状況がみられます。

また、一校当たりの学級数は、国において12学級以上18学級以下とする旨の基準がありますが、本市の小・中学校（小学校21校、中学校12校）のうち、この基準を満たしているのは、小学校4校、中学校2校と小中併設も含め、小規模校が多いという現状にあります。

小規模校では、児童生徒一人一人にきめ細やかな対応が可能な反面、子ども同士が切磋琢磨する機会が少なくなること、教職員の配置など教育環境が必ずしも十分ではないのではとの指摘もなされています。

このような状況の中で、子どもたちの豊かな情操や社会規範、コミュニケーション力、主体的に判断し、適切に行動する力などを育むため、学校・地域・行政が一体となった取組や各学校の実情や子どもの実態を踏まえた育成すべき資質・能力に応じた柔軟な教育活動が求められています。



令和2年度 小・中学校の学校規模の状況（特別支援学級含む）（単位：校，％）

区 分	1～3 学級	4～7 学級	8～11 学級	12～18 学級	19 学級以上	計
小 学 校	8 (38.1)	8 (38.1)	1 (4.8)	2 (9.5)	2 (9.5)	21
中 学 校	6 (50.0)	2 (16.7)	2 (16.7)	2 (16.7)	0	12

（資料：学校基本調査 令和2年5月1日現在）

児童生徒が集団の中で、相互に学びあい、支えあい、高めあい、切磋琢磨することを通して知識や技能のみならず、豊かな情操、社会規範、人間関係を築く力、主体的に判断し、適切に行動する力などを育むという学校の特質を踏まえ、一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えられます。

このことから、国において、標準学校規模（学級数）を定めるなどして、地域の実情に応じた学校規模の適正化・適正配置を推進してきました。また、令和3年度から5年間をかけて、小学校の35人学級の実現が進められていくとの方針が示されました。

しかし、国全体としてみた場合、標準規模を大きく下回る学校が相当数存在しており、本市においても小・中学校（小学校21校、中学校12校）のうち、国の基準を満たしているのは、小学校4校、中学校2校という現状です。また、小中併設も含め、小規模校が多いという状況にあり、児童生徒一人一人にきめ細やかな対応が可能な反面、子ども同士が切磋琢磨する機会が少なくなること、教職員の配置など教育環境が必ずしも十分ではないのではとの指摘がなされております。

さらに、地域社会においての人間関係の希薄化や核家族化、共働き・少子化等の家族形態の変化といった背景の中で、家庭や地域が従来の教育力を発揮できない状況にあることから、学校が小規模であることに伴う課題が、これまで以上に表面化しているとの指摘もあります。

一方で、学校は、児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、防災、地域の交流の場等地域コミュニティの拠点としての機能を併せて持っています。

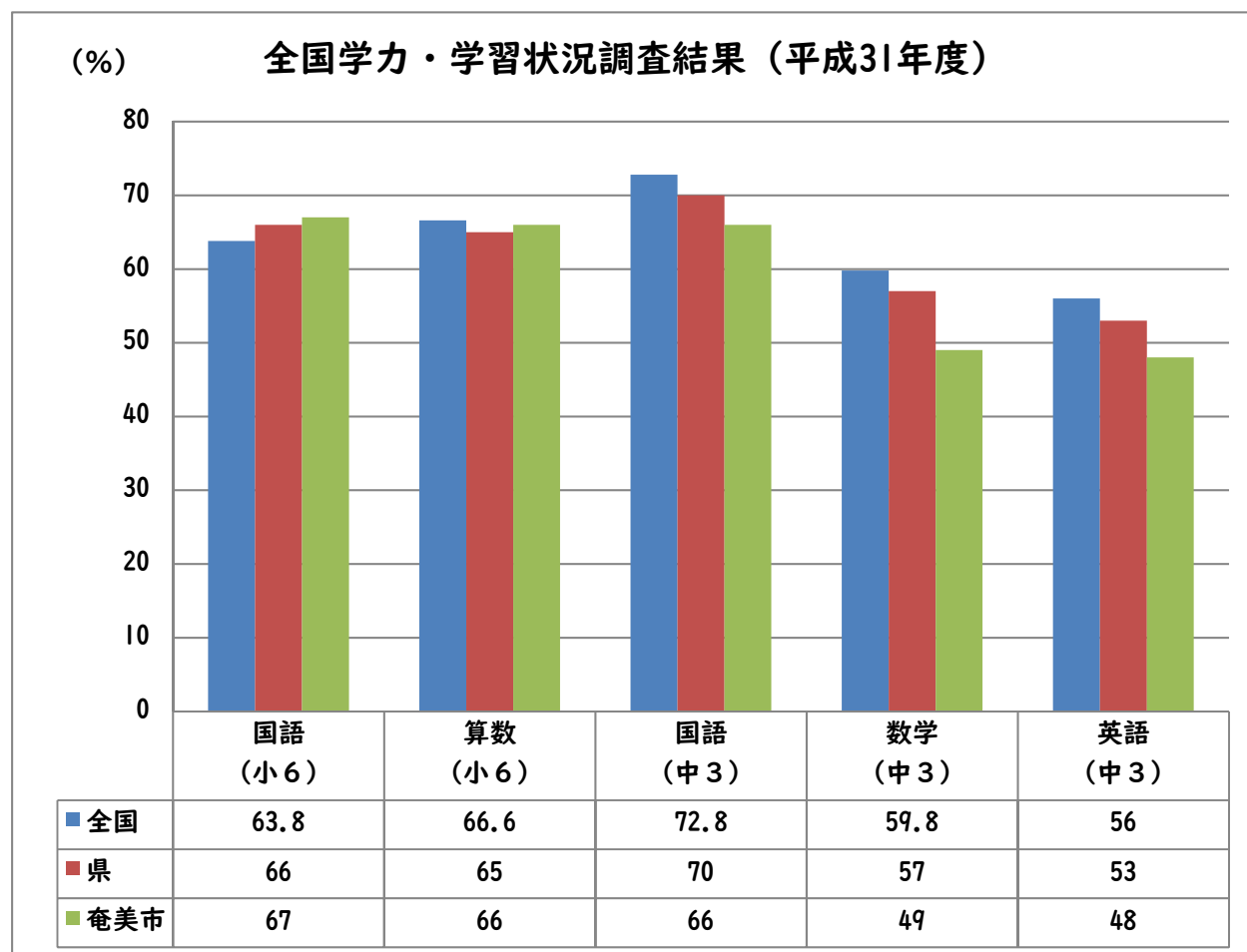
今後も少子化の進展が予想される中、義務教育の機会均等や教育水準の向上の観点から、地域の実情に応じた義務教育のあり方や学校規模の適正化及び小規模校対応など、行政主導でなく、保護者や地域住民の理解・協力を得ながら、将来にわたって継続的に検討することが求められています。

(2) 学力

本市の小中学生の学力は、平成31年4月に実施された全国学力・学習状況調査によると、小学校6年は、国語、算数ともに全国平均正答率との差が1ポイント以内となっています。特に国語は、県平均、全国平均を上回っています。令和3年2月に行われた「鹿児島学習定着度調査」では、小学5年の国語と社会が、県平均を上回っています。各学校で行われている「授業改善」の取組の成果が現れつつあると考えます。今後も、すべての教科において、基礎的・基本的な知識の定着だけでなく、それらを活用する力の更なる育成が必要です。

中学校3年は、平均正答率は、国語・数学・英語ともに県・全国平均を下回りました。一方、令和3年2月に行われた「鹿児島学習定着度調査」では、中学1年、2年ともに県平均を下回るのは数学のみであり、それ以外の教科は県平均を上回っています。

今後は、各学校において、奄美市が策定した「学力向上対策・授業改善5つの方策」の徹底による教職員の授業改善をより一層図り、児童生徒の個々の資質・能力を育成すること、思考力・判断力・表現力等を更に高めていくこと、また、「家庭学習60・90運動」の推進による家庭との連携を図った学習の充実と習慣化に努める必要があります。

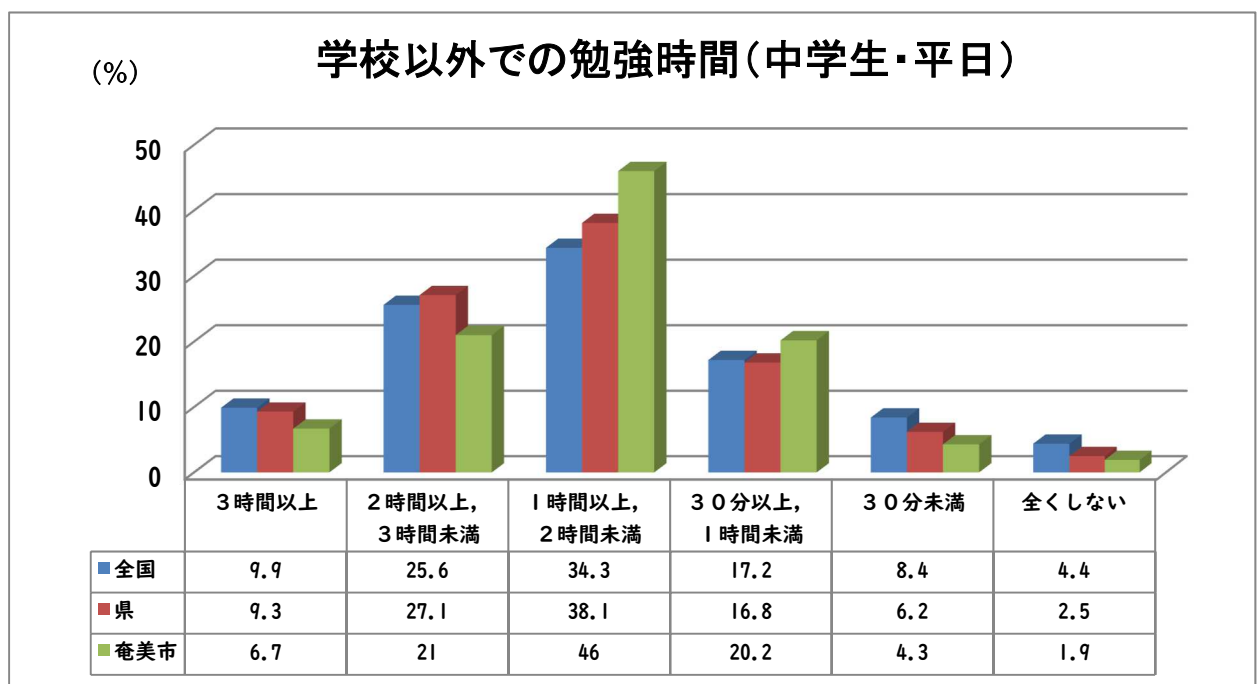
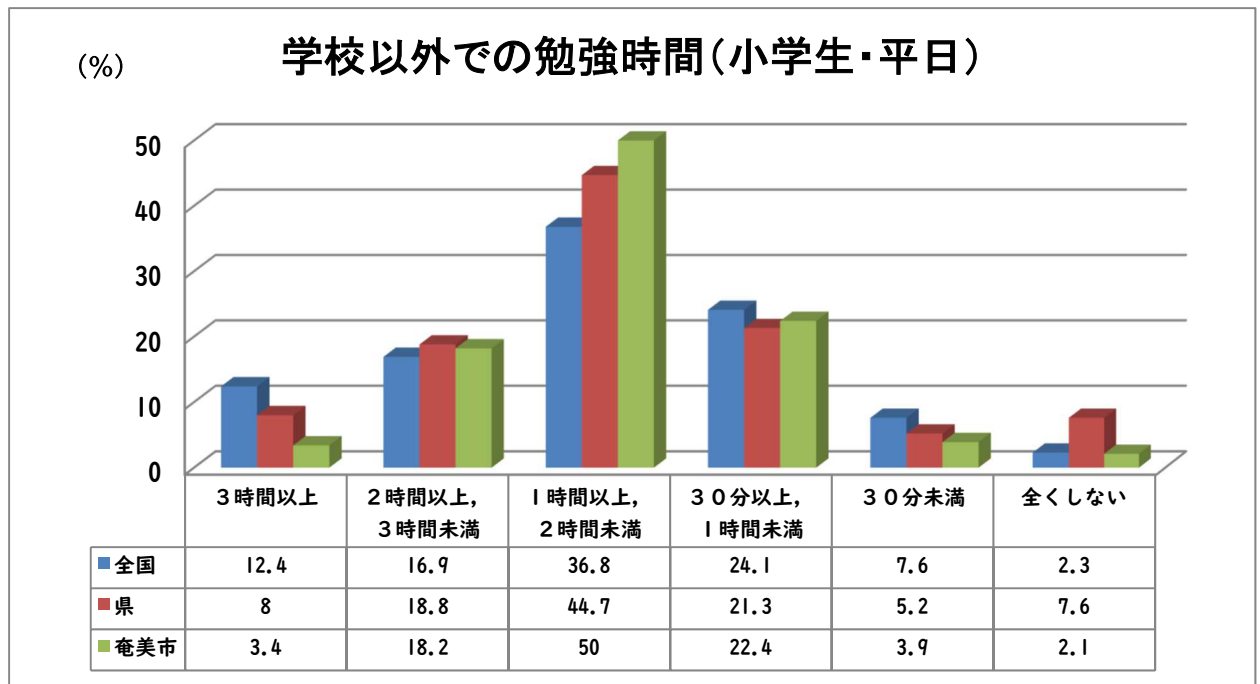


(資料：学校教育課)

平成31年4月に実施された全国学力・学習状況調査によると、「学校外での勉強時間」について、平日の家庭学習時間は、小学生、中学生ともに増加しています。また、自分で計画を立てて学習する児童生徒の割合は、「している」「どちらかというとしている」を合わせると、平成30年度よりも増加しています。さらに、30分未満、あるいは全くしない児童生徒の割合は全国平均、県平均と比較して低くなっています。

奄美市教育委員会では、「宿題」は学校が児童生徒に取り組ませるもの、「家庭学習」は、児童生徒が自ら取り組む学習であるとしてとらえています。

今後は、家庭学習の充実と習慣化の徹底を図るとともに、しっかりと見届けを行い、学力を高める取組をより一層推進することが大切です。



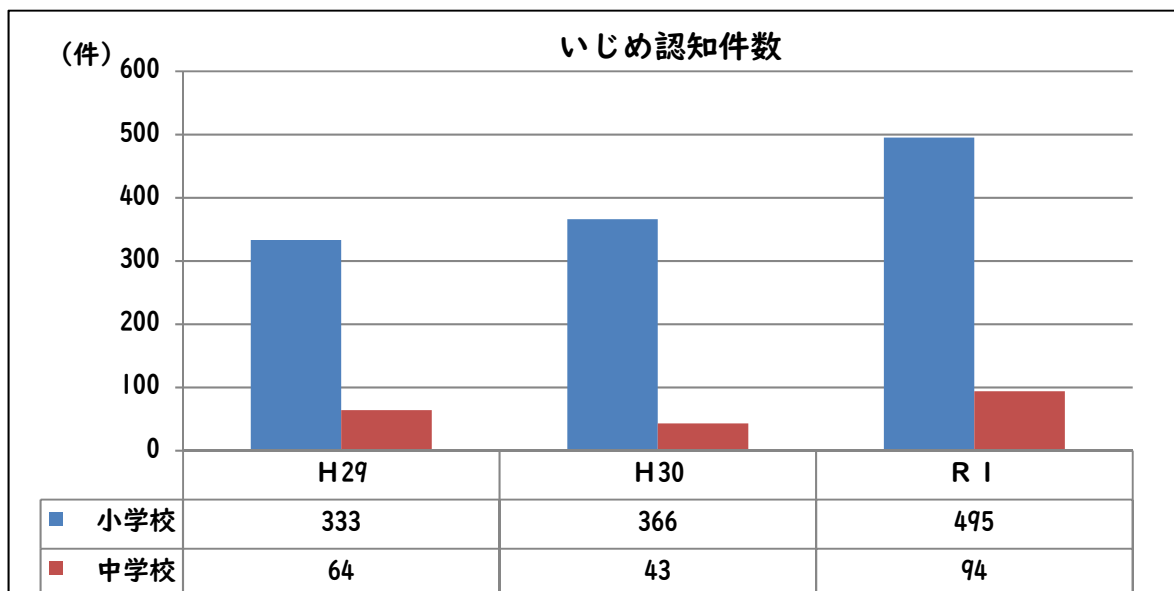
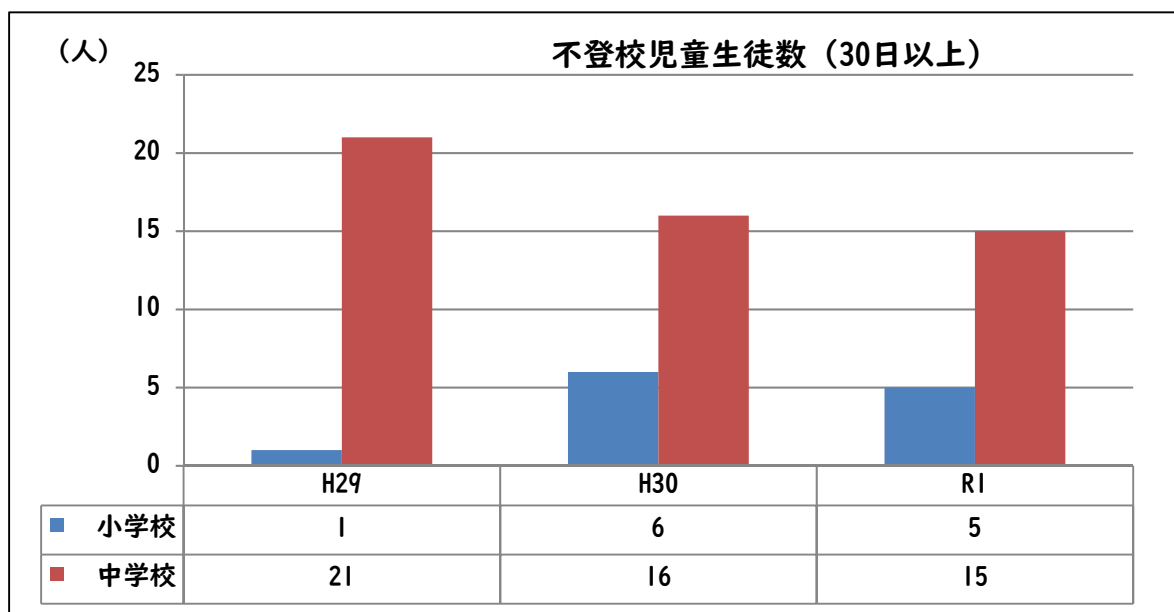
(3) いじめ・不登校の状況

いじめ・不登校など問題行動は、教育行政の抱える喫緊の課題であり、減少傾向にはあるものの依然として憂慮すべき状況にあります。

不登校の原因として、本人に関することや友人関係、家庭環境をめぐる問題となっていることから、その不安や悩みに対応するための教育相談員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーによる相談活動などの充実、他の児童生徒とふれあえる環境づくりや自己有用感、自己肯定感を高める取組の推進、学習支援の充実など社会的自立に向け、家庭及び関係機関と連携した取組と豊かな心を育てる情操教育の充実が必要とされます。

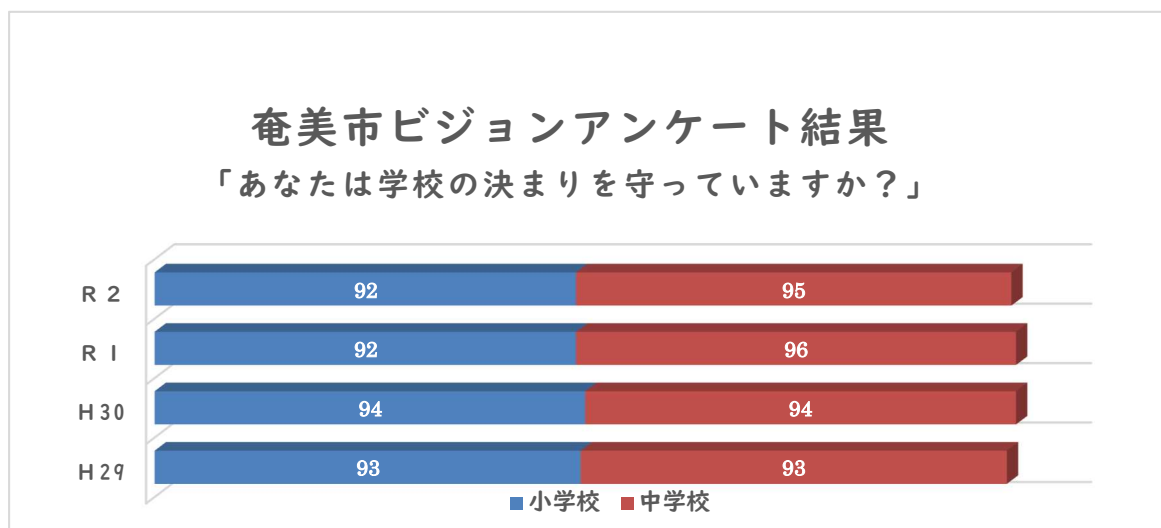
また、いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与える重大な問題と受け止め、「奄美市いじめ防止基本方針」を基にいじめ問題の克服に向け、学校・家庭・地域住民などが積極的に連携し、未然防止、早期発見、即対応に取り組む必要があります。

さらに、近年の高度情報化の進展により、SNS等のインターネットを利用したトラブルやネット・ゲーム依存等が課題となっており、子どもたちが高度情報化社会を主体的に生きていくためには、情報活用能力や情報モラルの向上、有害情報への適切な対応能力を身に付けさせることも求められています。



(4) 規範意識

生徒指導をめぐる問題状況を受けて、学校を通しての規範意識の醸成をめざす生徒指導態勢の在り方と児童生徒の発達段階等の実態に即した実践可能な方策を構築していくことが、必要不可欠な課題となっています。



奄美市ビジョンアンケート（小6・中3対象）によると、回答者の90%以上の児童生徒が「学校の決まりを守っている」と答えています。校内規律に関する指導は、主に校則や学習に関するきまりなど、校内生活を営む上での決まりを守るという指導として行われています。

児童生徒の発達の段階に応じて、自らの意志でなく保護者や教員などからの指導助言によって規範を守り行動することから、自ら規範に従って行動することへと規範意識の醸成を図り、育てていくことが大切です。

また、学校の集団生活の秩序を維持する指導と、小学校・中学校・高等学校における学校種間連携をふまえた児童生徒の社会的自立を促進する生徒指導も不可欠です。そのためには、学級・ホームルーム運営と生徒指導が相互に補完し合って学校全体としての生徒指導の充実・強化を図る必要があります。

(5) 基本的生活習慣

子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動や調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切であり、昨今、このような基本的生活習慣が十分に身に付いていないなどの指摘がなされています。

平成31年度の全国学力・学習状況調査結果では、「朝食を毎日食べる」と回答した割合が、小学校で86.4%，中学校で84.4%となっています。

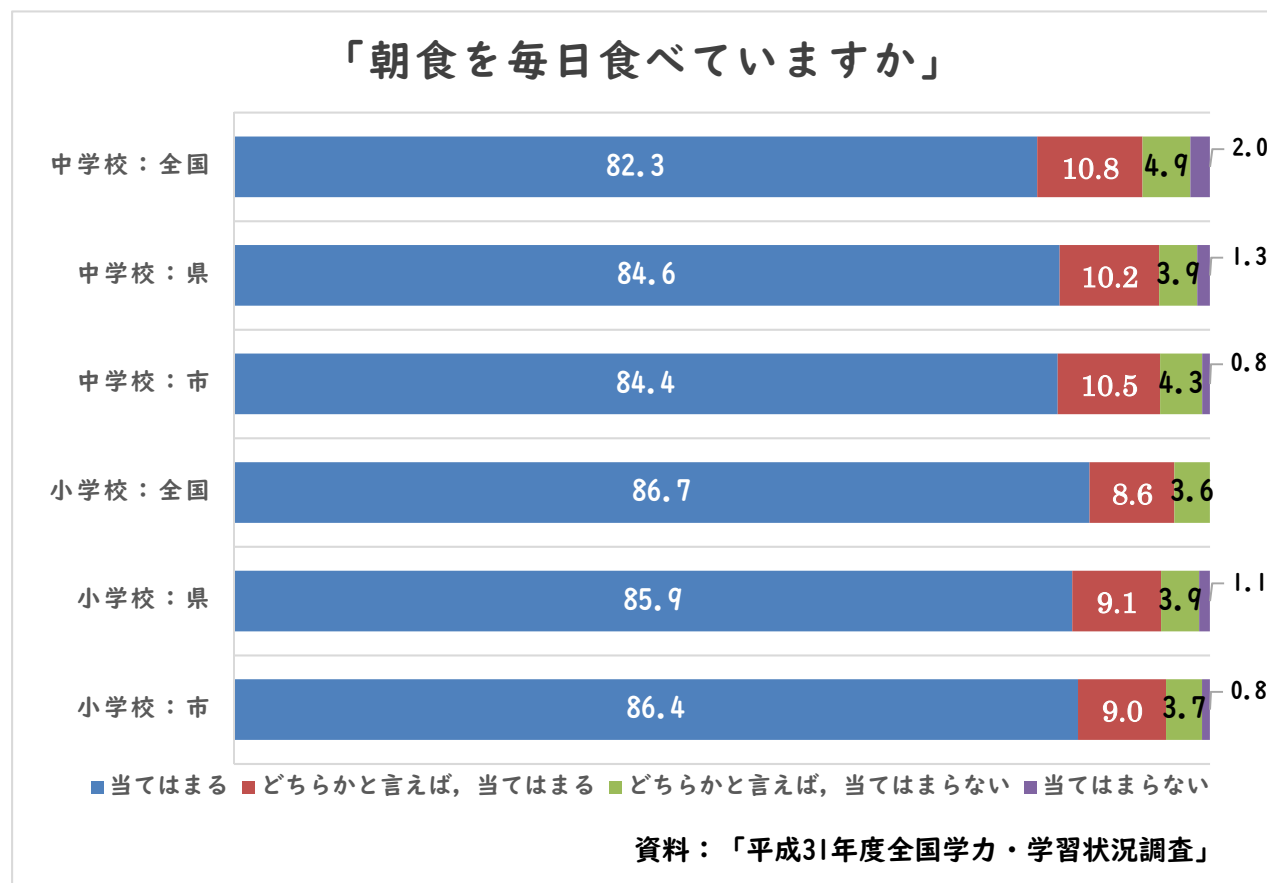
また「毎日同じくらいの時刻に寝る」と回答した割合が、小学校で38.0%，中学校で35.5%，「毎日同じくらいの時刻に起きる」と回答した割合が、小学校で53.5%，中学校で56.2%となっています。

食生活の乱れや子どもの生活習慣の乱れは、健康の維持に悪影響を及ぼすだけではなく、生きるための基礎である体力の低下、気力や意欲の減退、集中力の欠如等精神面にも悪影響を及ぼすと言われています。

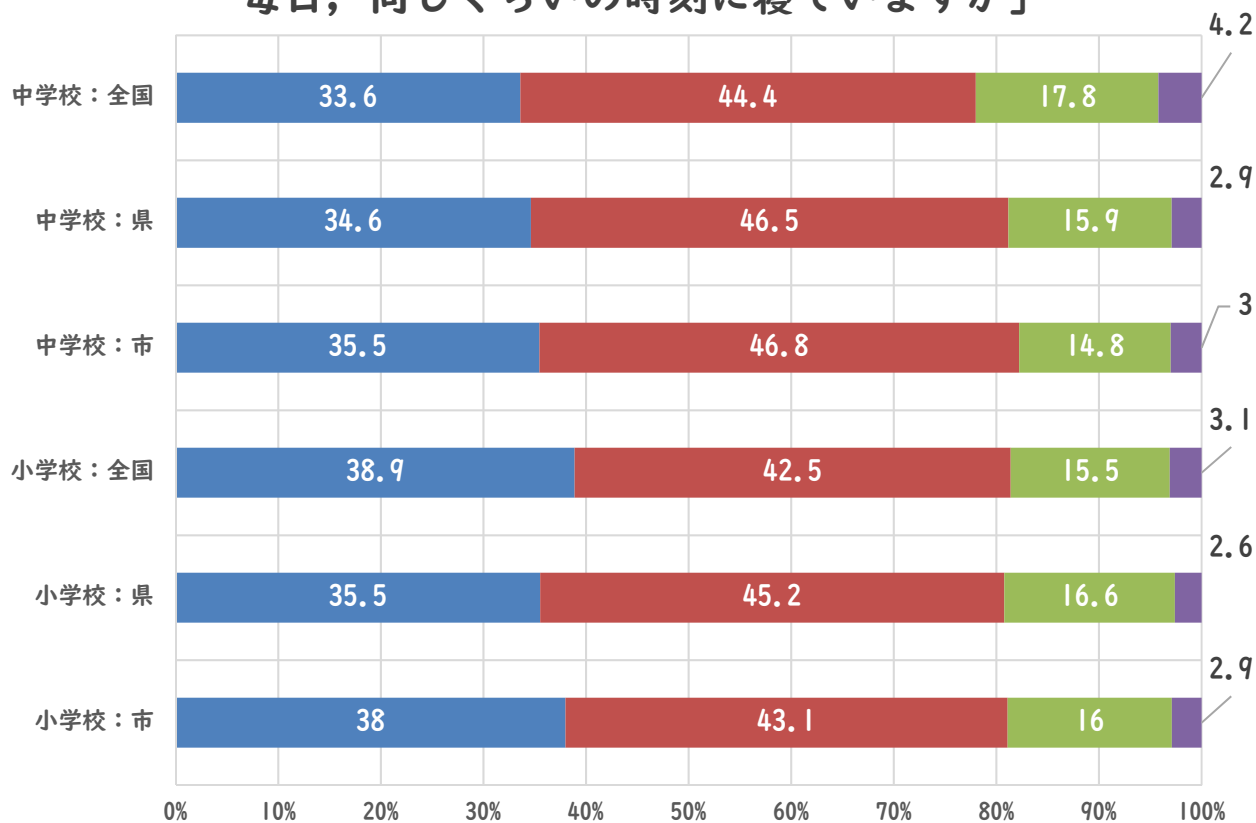
これら基本的な生活習慣の定着は、主に家庭での過ごし方によりますが、家庭における食事や睡眠などの乱れを個々の家庭や子どもの問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として地域が一丸となり、子どもの健やかな成長を期して学習意欲や体力の向上を図るための取組を推進することが必要です。

子どもたちが心身ともに健やかに育っていくためには、学校、家庭が連携し「家庭学習60・90運動」や「早寝早起き朝ごはん」などの取組を通じて、適切な生活習慣を確立することが必要です。

さらに、携帯電話（スマートフォンを含む）については、小学生の17.4%，中学生の51.2%が所有しています。今後、いわゆるネットいじめやネット依存などの諸問題に対応するために、各学校で保護者も含めた情報モラル教育を充実させるとともに、家庭や地域並びに警察等の関係機関と連携した取組を推進していく必要があります。



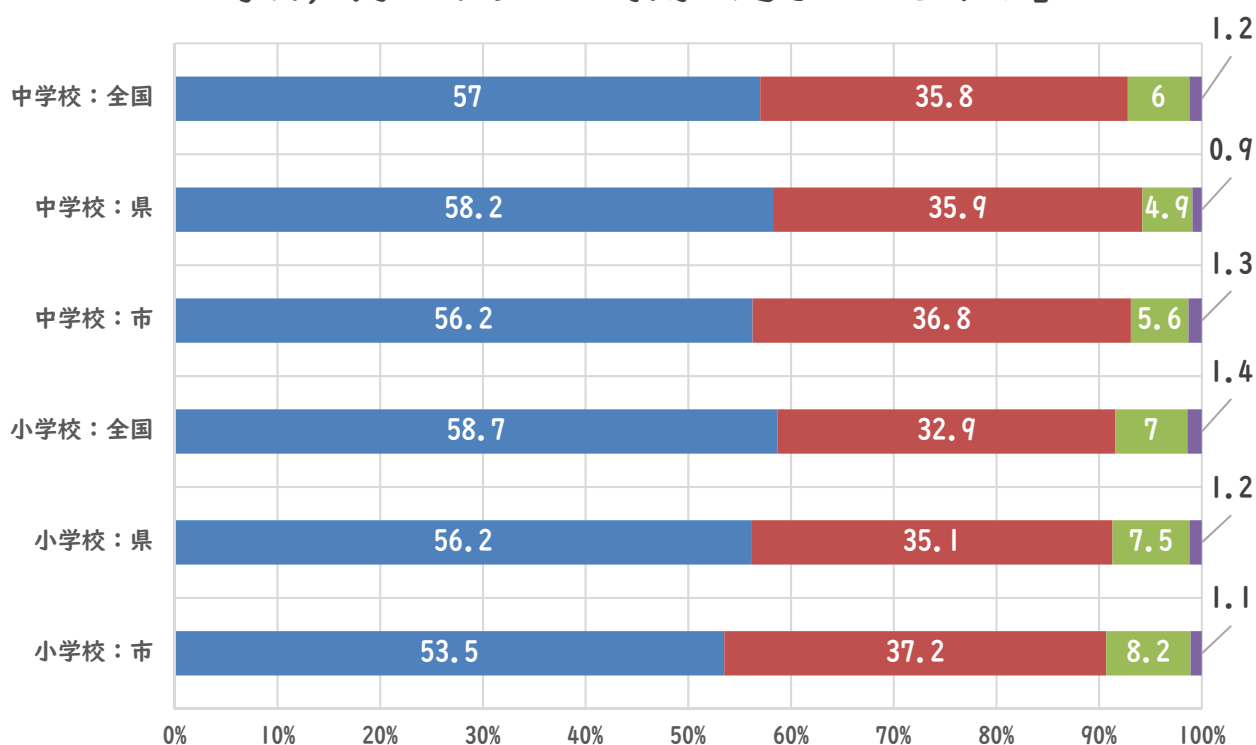
「毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか」



■当てはまる ■どちらかと言えば、当てはまる ■どちらかと言えば、当てはまらない ■当てはまらない

資料：「平成31年度全国学力・学習状況調査」

「毎日、同じくらいの時刻に起きていますか」



■当てはまる ■どちらかと言えば、当てはまる ■どちらかと言えば、当てはまらない ■当てはまらない

資料：「平成31年度全国学力・学習状況調査」

質問Ⅰ インターネット接続機器の所持について			小学校割合	中学校割合
利用者	所持者	携帯電話（スマートフォンを含む）、ゲーム機、パソコン、タブレット型端末、携帯音楽プレーヤー等、インターネットに接続できる自分専用の機器を所持している者	43.3%	73.4%
	家族共用	インターネットに接続できる自分専用の機器は所持していないが、家族の機器を使用している者	48.2%	24.6%
未所持・未使用		インターネットに接続できる機器は所持しておらず、家族の機器も使用していない者	8.5%	2.0%

質問Ⅱ 児童生徒の携帯電話の利用について		小学校割合	中学校割合
質問Ⅰ 利用者のうち	自分専用の携帯電話を持っている者 <u>（所持率）</u>	17.4%	51.2%
	自分専用の携帯電話を持っていない者 <u>（未所持率）</u>	33.7%	25.2%

(6) 特別支援教育

平成 19 年度に特別支援教育が法的に位置付けられ、特別支援教育に関する理解が浸透してきました。また、一人一人に応じた支援や教育的効果への期待などを背景に、全国的に、特別支援教育の対象となる幼児児童生徒の数は増加傾向にあり、本市でも同様の傾向にあります。

現在、障害のある全ての幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援や相談・支援態勢の一層の充実を図ることが求められており、本市では、幼稚園や保育園、小・中学校の校内支援態勢の充実や研修会の実施による教員の専門性の向上、就学・進学時の切れ目ない支援の推進に取り組むとともに、特別支援学校のセンター的機能を積極的に活用したり、医療・福祉・教育の各関係機関の連携の充実を図ったりしているところです。

さらに、平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法において、基礎的環境整備や合理的配慮の提供が義務付けされました。特に、合理的配慮については、本人及び保護者の要望に基づき、設置者、学校、本人及び保護者が実施可能な配慮について十分に話し合い、合意形成を図った上で、適切に提供していくことが必要です。

【本市の小・中学校における特別支援学級数と在籍者数の推移】(クラス/人)

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
学 級 数	35 学級	39 学級	41 学級	45 学級	47 学級
在籍者数	155 人	171 人	172 人	194 人	208 人

(7) キャリア教育

現在、小学校では社会科見学，中学校では職場体験学習等を体験することにより，よりよい将来の自分を見つめる活動として取り組んでいるところです。キャリア教育は，一人一人の生き方にかかわる教育であり，児童生徒が様々な体験をし，多くの人と触れ合うことを通じて，生き方について考えるようにすることが大切です。

学校においては，児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら，社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう，特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて，キャリア教育の充実を図る必要があります。

また，特別活動においては，「学校，家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て，学んだことを振り返りながら，新たな学習や生活への意欲につなげたり，将来の生き方を考えたりする活動を行う」際に，児童生徒が「活動を記録し蓄積する教材等を活用すること」の目的を果たすキャリア・パスポートを充実させ，活用を継続することが大切です。

家庭は子どもたちのキャリア発達を支え，自立を促す重要な場であり，地域はいわばキャリア発達のゆりかごです。家庭や地域の大人の積極的な協力を得ることにより，さらに充実したキャリア教育の充実が図られます。

(8) 体力や運動能力

令和元年度^{*}全国体力・運動能力，運動習慣等調査から，本市の児童生徒の体力・運動能力の状況は，体力合計点で全国平均と比べると小学校男子は低く，中学校男子は高い傾向にあります。女子は，小学校女子は高く，中学校女子低い状況です。

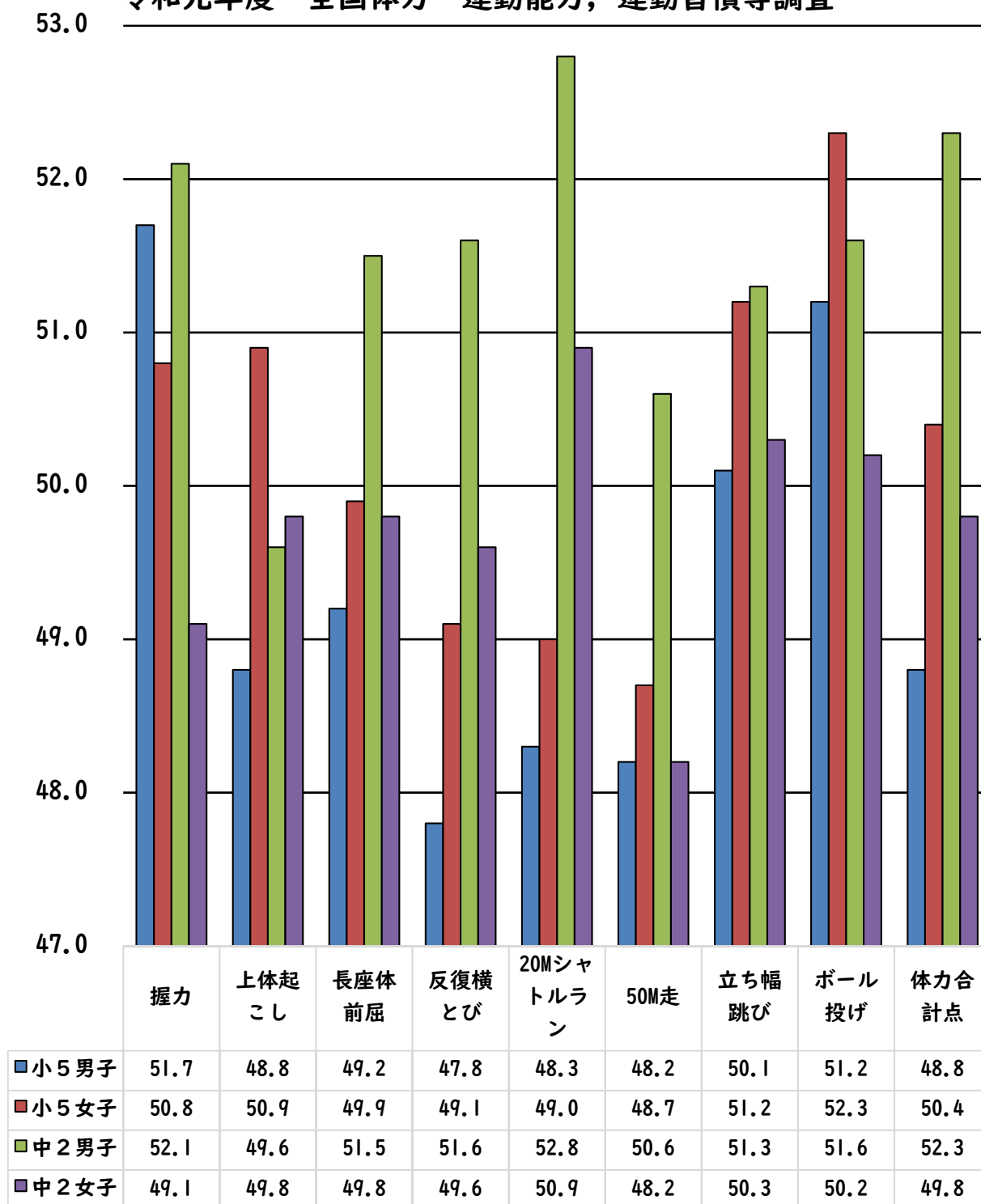
体力要素別にみると，小学校男子は上体起こし，男女共通して長座体前屈，反復横跳び，20M シャトルラン，50M 走の4種目が低く，中学校では，中学校男子は上体起こしのみ低く，女子は20M シャトルランを除く全ての体力要素において劣っています。

また，「運動やスポーツをすることは好きですか」の質問に「好き」「やや好き」と回答する児童は男女ともに全国平均を下回っていますが，中学校においては，男女ともに全国平均を上回っています。

このような現状の背景には，スマートフォンやテレビなどを見る時間の増加や，遊びで体を動かす子どもが減少したことなど，子どもを取り巻く環境の変化が影響していると考えられています。

今後は，家庭での活動的な生活習慣を身に付けることや幼児期における運動体験の充実，体育保健体育の授業では，運動の特性に触れ，楽しさや喜びを味わうことができるしかけづくり，地域のスポーツ推進委員の活用など家庭・地域・学校が一体となって児童生徒の体力・運動力の向上に取り組んでいく必要があります。

令和元年度 全国体力・運動能力，運動習慣等調査



全国平均を 50 とする。（資料：学校教育課）

(9) 安全・安心な教育環境の整備

学校における児童生徒の安全を守るための態勢整備や児童生徒が安心して安全に暮らせる地域社会づくりが求められています。

本市では、スクールガードリーダーやスクールガード等の見回り、市内全小・中学校の危機管理マニュアルを基にした態勢の確立、各学校における防犯教室や交通安全教室等の実施等により、学校における安全性の向上に取り組んでいます。

今後も、事件・事故、自然災害に対応するため、学校内の施設設備の安全点検や通学路における安全指導の充実と安全点検の取組及び避難訓練など、児童生徒等の安全を守るための取組を推進していく必要があります。

また、公立学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすため、その安全性の確保は極めて重要です。

本市の建物構造体の耐震化は完了していますが、建物自体の耐震化だけでなく、屋内運動場等の照明器具、バスケットゴールなどの落下防止対策など非構造部材の耐震化も求められています。

学校施設の老朽化対策など安全・安心な環境整備に加え、トイレの洋式化など、対応すべき課題もあります。

(10) 家庭・地域の教育力

近年の少子化、共働き等、家族形態の変化や地域のつながりの希薄化に伴い、本来、子どもが身に付けるべき礼節や生活習慣、規範意識や人間関係を築く力などが十分に備わっていないなど、家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。

家庭は、教育の原点であり、幼児期からの親と子の愛情を基盤とした日常的な営みの中から命の大切さや基本的な生活習慣、他人への思いやりや善悪の判断等の倫理観を身に付ける上で重要な役割を担うものです。

また、地域社会には、子どもたちの日常を見守り、家庭における子育て支援や青少年健全育成等の取組、大人や異年齢の友人との交流を通じた様々な体験による人間性の育成等が求められています。

このような中、平成26年4月から施行された、県の家庭教育支援条例を基にして、奄美市の家庭教育学級においては、「家庭学習に関する内容」「人権に関する内容」「奄美の自然や文化、伝統芸能等に関する内容」を必ず位置付け、参加者からの要求課題とのバランスを考慮しながら、年間5回以上の実施を促しています。

本市では、さらに、家庭教育支援のため家庭教育学級での学習機会の充実、就園・就学時における子育て講座による学びの推進を図っています。また、PTA活動において、家庭教育に関する4つの運動（「早寝・早起き朝ご飯運動」「家庭学習60・90運動」「共に親しむ読書運動」「島口・島唄、美ら島運動」）の推進など、家庭教育力向上に向けた取組を行っています。

これまで、本市において、かごしま学校応援団の取組により地域による学校支援を行うための組織が整備されてきました。今後は、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」の取組も進められています。

今後、さらに、家庭や地域社会が本来の子どもへの教育力を発揮するためには、大人が子どもと共に学び続ける「生涯にわたる教育の実践による人づくり」を目指し、学校・家庭・地域が強固な連携のもと取り組むことがこれまで以上に必要とされており、地域に開かれ、地域に根ざした教育の推進が求められています。

(11) 子どもたちの文化活動

本市に数多く残っている地域の伝統芸能・行事や郷土訓等の文化資産は、生活の一部となるなど、精神的なよりどころとなっています。

各学校では、地域の文化資産を取り入れた教育活動を行うとともに、島口・島唄伝承に向けた活動や音楽・演劇等を鑑賞する機会を設けている学校も多く、豊かな心や感性、創造性、感動する心等の育成に取り組んでいます。

さらに、方言による小中学生の夢の発表や、地域のNPO、事業所の取組の紹介など、相互に学び合い、高め合う場としての「奄美市まなび・福祉フェスタ」も開催しています。

子どもたちに郷土の伝統文化や様々な芸術に親しませることは、郷土に誇りをもつ心の醸成や、奄美の歴史や文化を生かした地域づくり、郷土芸能や伝統行事等の担い手の育成からも欠かせないものです。

文化財においては、先人が自然と共生してきた生活文化などを連綿と守り引き継いできた市民共通の貴重な財産であり、地域力の根幹といえます。

先人の足跡を正しく理解し後世に伝えていくとともに、文化財及び文化遺産を活用して市民が郷土の自然・歴史・文化を正しく理解し、文化の薫り高い魅力ある地域づくりを進めることが求められています。

本市は、「宇宿貝塚」、「赤木名城跡」、「小湊フワガネク遺跡」3件の国指定史跡をはじめ、国指定重要文化財の「泉家住宅」(建造物)、「小湊湊フワガネク遺跡出土品」(考古資料)、県指定史跡「城間トフル墓群」等の多数の国・県・市指定の文化財を有しています。これらの文化財については、奄美市文化財保護審議会等において、保存と活用について対策を講じていますが、史跡指定範囲拡大に向けた地元地権者の理解を得ることや保存のための建造物の修繕、伝統文化継承のための後継者の育成など、いかにして次世代へ継承していくかが課題となっています。今後、令和3年夏の世界自然遺産登録を見据えて、地域力の根幹である文化財・文化遺産に愛着と誇りを持てるよう、積極的な情報発信や看板設置、周辺環境の整備などの普及・啓発活動に努めることが必要です。

伝統芸能・行事や郷土訓の例：節田マンカイ、佐仁の八月踊り、コメツキ踊り、ソオ踊り、宇宿稲摺り踊り、屋仁の棒踊り、用シュンカネクワ、根瀬部の棒踊り、小湊十五夜綱かつぎ、カネサル祭り、クンチ祭り、悪綱引き、シュトウルクテン、ハマオレ、ムシケラシ、石打ち遊び、六月灯、豊年祭、豊年相撲、シマグチ、島唄、八月踊り、シマグチ教訓、「奄美群島日本復帰記念の日」の集いなど。

「芸術鑑賞事業 こころの劇場」鑑賞者数（直近5年）

年度	鑑賞者数
27	1,152人
28	1,288人
29	1,043人
30	1,068人
R1	中止

※奄美市及び近隣町村の小学生を対象に無料招待し、一流のミュージカルを鑑賞することで人間愛や友情、
真実を見ぬく力の大切さを学ぶ機会を提供するもの。（資料：生涯学習課）

国・県指定文化財【令和2年現在】

（単位：件）

	天 然 記 念 物	名 勝	史 跡	重 要 文 化 財	登 録 有 形	無 形 民 俗	有 形 民 俗	有 形
国指定	10		3	2	2			
県指定	4		1			2	1	
市指定	6	2	12			4	2	13

（資料：文化財課）

第3章 奄美市教育行政の基本的方向

Ⅰ 教育の基本理念

「自然・ひと・文化が共につくるきよらの郷（シマ）」という将来都市像に向けて、まちづくりの基本は、「ひとづくり」からという考えに立ち、少子高齢化社会が進展する中、未来の希望である子どもたちを安心して生み育てることができる地域づくりのために、家庭・学校・地域の連携を強化し、地域の未来を担う子どもの確かな学力の定着と向上を図り、自ら学ぶ意欲と社会情勢の変化に対応できる豊かな心、健康でたくましい体を育てる教育の充実を進めます。

また、市民一人一人が、それぞれのニーズに応じた学習をあらゆる機会に、あらゆる場所で相互に学びあい、支えあい、高めあうとともに、その成果を社会に生かすことのできる生涯学習社会を形成し、文化・スポーツに親しみ、地域の自然・文化、伝統行事などを次代に伝承・発展させるまちづくり、奄美を愛し、奄美に誇りをもつ人づくりを進めます。

- 子どもを安心して生み育てることのできる地域づくり
- 市民一人一人が相互に学びあい、支えあい、高めあう生涯学習環境づくり
- 文化・スポーツに親しみ、地域の自然・文化など次代に継承・発展させるまちづくり
- 生涯にわたる教育の実践による奄美を愛し、奄美に誇りをもつ人づくり

2 教育の基本目標

地域の未来を担う「あまみの子どもたち」一人一人を「光」輝く存在に育成するためには、学校教育だけで実現を目指すのではなく、家庭や地域社会がそれぞれの役割や機能を理解し、連携の強化を図る必要があります。

子どもにとって家庭は、基本的な生活習慣、他者への思いやり、自立心、社会規範などを身に付け、安らぎや家族団らんを通して人格の基礎が形成される場であり、教育の基本は、まさに家庭にあるといえます。

また、地域社会は、家庭や学校という限られた人とのつながりの枠を越えて、地域行事等を通じて、多くの大人との関わりや様々な体験による学びの場として、子どもの健やかな成長のために重要な役割を担っています。

一方、学校には、変化の激しい社会を生きるための「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など「知・徳・体」の調和のとれた力を育むことやいじめ・不登校など諸課題への対応、特別支援教育体制の充実などが求められています。

地域の宝で、未来を担う子どもたちへの教育は、地域の全ての大人が責を負うものであり、地域に開かれ、地域に根ざす教育の推進を家庭・学校・地域が連携して取り組むことで、変化の激しい社会で、よりよい未来を築き、健やかに生き抜くための「生きる力」を身に付けさせなければなりません。

大人が子どもの成長過程に向き合うことは、大人自身の生き方や姿勢を見つめ直すこととなることから、共に学び続ける必要があります。

つまり、教育は、生涯にわたって実践されるものといえます。

このように生涯にわたる教育の実践による人づくりを目指し、教育の基本目標を下記のように定めます。

- 1 児童生徒の個性、能力及び自主性を尊重し、学校、家庭及び地域社会の者が連携しながら、安全・安心で快適な学校生活を過ごせる教育環境の充実
- 2 地域に開かれた学校づくりや、郷土の教育的風土に根ざした体験活動、地域の文化を生かした郷土学習など、特色ある教育活動の支援
- 3 世代を超えて互いに学び、全ての市民一人一人が生き生きと共に支えあい、地域の特性を生かした多彩な学習と交流が広がるよう、共に生きる社会環境づくりの推進
- 4 歴史的・文化的景観を踏まえた文化財を生かしたまちづくり構想や地域ブランド開発を進め、文化的コミュニティ活動を促進する文化薫るまちづくりの推進
- 5 子どもたちの体力の向上を図るとともに、生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ環境の整備充実の推進

地域の中で教え、学ぶ教育・文化のまちづくり

3 教育の基本方針

地域に根ざしたふるさと教育～あまみの子どもたちを光に～



「ふるさと教育」とは、本市の恵まれた自然や教育的風土を学び、自分が生まれ、育った郷土のよさを実感し、郷土を愛し、郷土の伝統・文化に誇りをもつ子どもを育成することである。さらに、他者との調和を求めながら、思考し、判断し、行動していく能力、また、生命や人権を尊重する心、他人を思いやる心、郷土を愛する心など時代を超えても変わらない価値ある心情を育むものである。あわせて、科学技術の発達や国際化・情報化・少子化・高齢化など社会の変化に主体的に対応していける能力を育成し、大いなる可能性をもつ「あまみの子どもたち」一人一人を「光」輝く存在に育成するものである。

第4章 今後5年間に取り組む施策

Ⅰ 本市教育の取組における視点

基本目標「地域の中で教え，学ぶ教育・文化のまちづくり」の実現に向けて，次の視点から施策の推進を図ります。

(1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重

教育には，「不易（時代を超えて変わらない価値のあるもの）」と「流行（時代の変化とともに変えていく必要があるもの）」があると言われています。個人の尊重，自律心と責任感，他人を思いやる心，公共の精神，規範意識，伝統や文化を大切にする心，幅広い教養や健やかな体などの豊かな人間性は，いつの時代の教育でも大切に育んでいかなければならないものであり，施策の推進に当たって重要視されるものです。

(2) 社会の変化に対応し，夢や希望を実現する能力の育成

時代の変化に対応した教育を行わなければ，硬直した画一的な教育となり，個人や社会の活力を減退させることにもなりかねません。

一人一人の夢の実現に当たっては，社会の変化に柔軟に対応するための創造力や，問題を自らの力で解決していこうとする主体的な態度，また，今後ますます進展するであろうグローバル化や情報化社会に対応できるコミュニケーション能力，ICTを活用する能力等を身に付けた人材の育成を目指します。

(3) 学校・家庭・地域等の積極的な連携・協働

学校は、一人一人の個性に応じて、基礎的・基本的な知識・技能や学ぶ意欲をしっかりと身に付けさせるとともに、情操を豊かにする教育や健やかな体を育む教育を行い、児童生徒の能力を最大限に伸ばしていくという役割があります。

家庭は、教育の原点であり、家庭教育は、全ての教育の出発点です。子どもに社会生活を送るために必要な習慣を身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが求められます。

地域は、社会の基本的単位である家庭を支えるとともに、大人や異年齢集団の中での交流を通した様々な体験の積み重ねによる人間性の育成など、子どもが家庭・地域の中で役割を果たし、自立した個人として成長する上で、非常に大きな役割を担っています。

学校、家庭、地域等それぞれの本市教育における役割を再度見直し、まずは各々の役割を確実に果たすとともに、積極的に他に働きかけて成果を増幅させるなど、それぞれとの連携や協働を図りながら施策を推進します。

(4) 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承

本市には、教育を大事にする伝統や精神、風土があり、豊かな自然、シマグチ・島唄・八月踊り・六調踊り等の伝統文化など教育的資源も豊富であり、また、「子どもはシマ（地域・集落）の宝」といって、地域全体で子どもたちを育てる「結の精神」も残っています。

これらの有効活用や未来への継承を図ります。

2 本市教育施策の方向性

「Ⅰ 本市教育の取組における視点」を踏まえ、基本目標の実現のために、今後5年間に取り組む施策の方向性を以下の5点に整理します。

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

お互いの人格を思いやりの気持ちを持って尊重し、基本的な生活習慣や人としてしてはならないことなど、社会生活を送る上でもつべき最低限の規範意識を養うとともに、法やきまりを遵守し、適切に行動できる人間を育てることが重要です。また、子どもたちが、安心して学習に取り組むためには、所属する集団の仲間による支援や助言等が不可欠です。

変化の激しいこれからの社会を生き抜いていく上で、子どもたちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力を育む教育を推進します。

II 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を生き抜き、未来を切り拓くためには、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する能力を育む教育を推進します。

また、伝統や文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うことや望ましい勤労観・職業観を身に付けさせます。

さらに、環境教育や情報教育などの社会の変化に対応した教育や、子ども一人一人の自立と社会参加に向けて障害の状態や教育的ニーズに応じる特別支援教育を推進します。

III 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

学校において、それぞれの教育の目標が達成されるためには、学校、教職員が役割を十分に果たし、「信頼される」学校づくりを進める必要があります。

また、地方創生の観点から、今後においても、学校と地域が相互にかかわり合い、地域を活性化していくことが不可欠であるとの考えから、「地域とともにある学校」づくりが求められています。

また、信頼される学校づくりの推進に当たっては、教職員の資質向上や安全・安心な環境づくりなどにも取り組みます。

IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

教育の振興には、地域が担う役割は大きいものがあります。地域の方々との触れ合いを大切にしながら郷土のことを学び、自然や文化、歴史を誇りに思い、いつまでも守り続けたいと思う気持ちを持つ子どもたちを育成するため、今後も、地域において子どもたちを守り育てるための取組を推進します。

V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

子どもから大人まで全ての市民が、生涯を通じて、あらゆる機会にあらゆる場所で学ぶことができ、その成果を適切に生かし活躍できることは、豊かな人生を送ることにもつながります。

また、スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものであり、市民の誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたり「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに取り組む必要があります。

さらに、郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の^{かんよう}涵養に必要なものです。

基本目標と施策の関連図

10年後を見据えた教育の姿

【基本目標】 地域の中で教え、学ぶ教育・文化のまちづくり

【基本方針】 地域に根ざしたふるさと教育

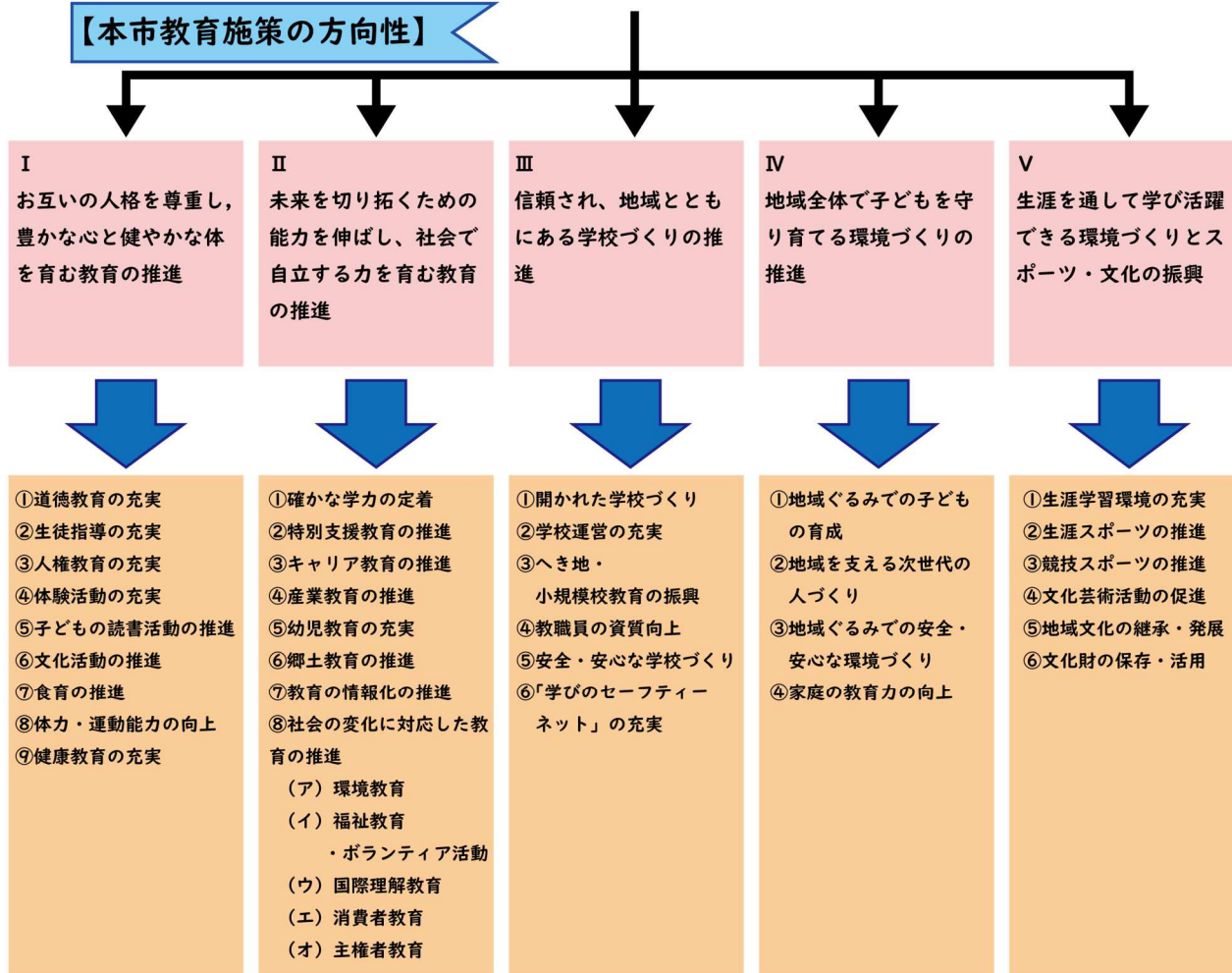
～あまみの子どもたちを光に～

今後5年間に取り組む施策

【本市教育の取組における視点】

- 1 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重
- 2 社会の変化に対応し、夢や希望を実現する能力の育成
- 3 学校・家庭・地域等の積極的な連携・協働
- 4 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承

【本市教育施策の方向性】



3 具体的施策の展開

I お互いの人格を尊重し，豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

- ① 道徳教育の充実
- ② 生徒指導の充実
- ③ 人権教育の充実
- ④ 体験活動の充実
- ⑤ 子どもの読書活動の推進
- ⑥ 文化活動の推進
- ⑦ 食育の推進
- ⑧ 体力・運動能力の向上
- ⑨ 健康教育の充実

II 未来を切り拓くための能力を伸ばし，社会で自立する力を育む教育の推進

- ① 確かな学力の定着
- ② 特別支援教育の推進
- ③ キャリア教育の推進
- ④ 産業教育の推進
- ⑤ 幼児教育の充実
- ⑥ 郷土教育の推進
- ⑦ 教育の情報化の推進
- ⑧ 社会の変化に対応した教育の推進
 - (ア) 環境教育
 - (イ) 福祉教育・ボランティア活動
 - (ウ) 国際理解教育
 - (エ) 消費者教育
 - (オ) 主権者教育

III 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

- ① 開かれた学校づくり
- ② 学校運営の充実
- ③ へき地・小規模校教育の振興
- ④ 教職員の資質向上
- ⑤ 安全・安心な学校づくり
- ⑥ 「学びのセーフティーネット」の充実

IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

- ① 地域ぐるみでの子どもの育成
- ② 地域を支える次世代の人づくり
- ③ 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり
- ④ 家庭の教育力の向上

V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

- ① 生涯学習環境の充実
- ② 生涯スポーツの推進
- ③ 競技スポーツの推進
- ④ 文化芸術活動の促進
- ⑤ 地域文化の継承・発展
- ⑥ 文化財の保存・活用

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

I - ① 道徳教育の充実

【1 現状と課題】

- 児童生徒の規範意識の低下やいじめの未然防止，早期解決の必要性が指摘されています。基本的な生活習慣や人としてしてはいけないことなど，社会生活を送る上で人間としてもつべき規範意識，自他の生命の尊重，自分への信頼感や自信などの自尊感情，他者への思いやりなどの道徳性を養う道徳教育を充実させることは重要です。
- 令和2年度「奄美市ビジョンアンケート」の結果によると，「家族や近所の人困っていたら進んで助けていますか。」「学校の決まりやマナーを守っていますか。」などの生活面に関するアンケートでは，小・中学校ともに質問に肯定的な回答をした児童生徒の割合が高くなっています。
- 平成27年度の学習指導要領の一部改正により道徳が教科化されました。その中では，伝統と文化を尊重し，それらを育んできた我が国と郷土を愛し，公共の精神を尊び，他国を尊重し，未来を拓く主体性のある日本人を育成するために「特別の教科 道徳」を要として，教育活動全体で推進する道徳教育が重視されています。

【2 これからの施策の方向性】

- 自己の生き方を考え，主体的な判断の下に行動し，自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う取組を推進します。
- 「人間尊重の精神」，「生命に対する畏敬の念」，「伝統と文化の尊重」，「我が国と郷土を愛し，他国を尊重すること」，「公共の精神」についての取組を推進します。
- いじめ問題への対応や「考え，議論する道徳」の実現のために，教材の開発や主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善に努めます。
- 児童生徒の実態を踏まえ，発達の段階に応じた豊かな体験活動の積み重ねを通して，教育活動全体で道徳教育の充実を図るとともに，教職員の指導力及び評価に係る能力の向上に努めます。
- 家庭や地域との連携を深め，児童生徒の道徳性を養う取組が社会全体で進められるように努めます。
- 情操教育の推進を図り，郷土を愛し，誇りに思う児童生徒の育成に努めます。

【3 主な取組】

- 道徳教育及びその要となる「特別の教科 道徳」の充実を図るために、各学校において道徳教育の全体計画や年間指導計画を作成し、道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制の確立を図ります。
- 一人一人の教職員が道徳教育の重要性を認識するとともに、「特別の教科 道徳」において「考え、議論する道徳」への転換が図られる授業改善や児童生徒の良さを認め励ます評価が行われるよう、各種研修の充実・改善に努めます。
- 郷土教育資料「ふるさと心の心」、「不屈の心」等の各種資料の活用を促すとともに、各地域の教育伝承も活用し、道徳教育の充実に努めます。
- 総合的な学習の時間や特別活動などを活用し、ボランティア活動や体験活動など豊かな体験を通して心を育む特色ある教育活動を更に推進するとともに、「特別の教科 道徳」と関連させることにより、教育活動全体での道徳教育の充実を図ります。
- 青少年育成に関わる関係部局や警察等関係機関との情報交換を行い、道徳性育成のための方向性の共有化を図ります。
- 「歌声響く学校・地域づくり」、「花いっぱい学校・地域づくり」への積極的取り組みます。
- 全小・中学校への島口カルタや島口カレンダーの配付と活用の推進を図ります。
- 「心の教育の日」を設定します。
- 『『あまみっ子』すこやかプログラム』を活用した構成的グループエンカウターの推進及び教職員を対象とした研修会の充実を図ります。
- 指導主事等の道徳の授業への積極的参加による指導・助言を行います。



I-② 生徒指導の充実

【1 現状と課題】

- 不登校及びその傾向にある児童生徒が微増し、県平均と比較しても本市の不登校の在籍率は高くなっています。またいじめなどの問題行動、インターネットやスマートフォン及び携帯電話の普及に伴う課題が出てきており、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して対応することが求められます。
- ビジョンアンケート（市内小学校6年生全員、中学校3年生全員）の結果を見ると、「生活面」における児童生徒の状況は、概ね良好であるが、「自分のことについて」に関する状況は、改善されつつありながらも「自分のことが好きですか。」「自分に良いところがあると思いますか。」という質問に対して小・中学生ともに毎年、低い結果が出ています。
- 令和元年度「いじめの問題等に関する実態調査」の結果によると、本市のいじめの認知件数は、小学校495件、中学校94件であり、ほとんどの発見は各学校で行う「いじめアンケート」からです。
- 月例報告などから見ると、不登校の改善については、大きな課題の一つです。令和2年度の不登校児童生徒は、小学校は5名、中学校は10名でした。長期欠席者数は小学校で33名、中学校で64名であり、新たな不登校をつくらない取組を実施し、教師が日頃から児童生徒一人一人の状態を掌握する取組を実施することが大切です。
- 平成27年11月の生徒自死事案を受けて、再発防止対策検討委員会では、第三者調査委員会報告書をもとに、二度と子どもの尊い命を失うことがないように「生徒指導ハンドブック」を令和3年2月に策定しました。今後、各学校での活用を図り、子どもが安心して学ぶことができる学校づくりを目指していくことが大切です。

【2 これからの施策の方向性】

- 学校が望ましい集団活動を通して、自尊感情・自己肯定感・自己有用感を培う取組等を計画的に実施し、よりよい集団が形成されていくよう支援します。
- 新たな不登校児童生徒をつくらない取組を実施します。
- 一人一人を大切にした学級経営の充実と児童生徒一人一人が所属意識や達成感・連帯感を味わうことのできる体験活動を推進します。
- 道德教育をはじめとする様々な教育活動の充実により、問題行動等の未然防止に努めます。
- いじめ防止への取組については、学活・道德等の時間、児童会・生徒会活動、職員研修、情報モラル関連、PTA、広報（家庭・地域）などにも関連付け、計画的な実施に努めます。
- 情報通信機器を使用した問題行動の未然防止に努めさせるとともに、適切な使用を啓発するための情報モラル教育が必要であり、児童生徒のみならず保護者や地域の方々にも情報提供及び啓発を推進します。
- ふれあい教室（適応指導教室）やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、市福祉政策課等の関係機関と連携させ、相談態勢及び行動連携の充実を図ります。
- 各学校の生徒指導態勢の確立及び機能化への支援に努めます。
- 教師が日頃から児童生徒一人一人の状態を掌握する取組を推進します。

【3 主な取組】

- 「『あまみっ子』すこやかプログラム」（各学年6時間）について特別活動等の年間計画への位置付けを行い，実施します。
- いじめ・ネットいじめの早期発見，早期解決のための対応と支援（教育相談・無記名アンケート相談箱の活用）を推進します。
- 「あまみっ子」ジョイントプランを実施し，積極的に推進します。
- 日常的な小中交流を推進（授業参観，給食交流など）します。
- 市ふれあい教室の充実と教育相談員の配置及び住用・笠利地域における教育相談員を配置して，教育相談態勢を充実させます。
- 市独自のスクールソーシャルワーカー，スクールカウンセラーを配置し，生徒指導の充実を図ります。
- 関係機関（奄美警察署，市福祉政策課，NPO法人ゆずり葉の郷，大島児童相談所，チャレンジサポート奄美 等）と積極的に連携します。
- 自尊感情を育むために，児童生徒の作品を称賛する取組を推進します。
- 二者面談など教育相談日の計画的な設定と確実な実施に努めます。
- 第三者調査委員会報告書及び生徒指導ハンドブックの活用を推進します。



I - ③ 人権教育の充実

【1 現状と課題】

- 人権教育は、全ての教育の基本であり、全ての学校及び地域において、地域の実情に即した同和教育をはじめとする人権教育に取り組む必要があります。
- 市人権同和教育研修会における指導の充実を図り、人権尊重の視点に立った学校づくり、地域づくりを進める必要があります。
- いじめや虐待といった子どもの人権に関する問題やインターネットやスマートフォン、携帯電話等による人権侵害など、様々な人権問題が発生しており、学校と行政が連携し、対応を図っていく必要があります。
- 人権教育・啓発については、関係法令等の趣旨を踏まえ、様々な人権課題に対する取組を一層充実させることが必要です。さらに、いじめや児童虐待といった子どもの命に関わる課題に対しても、子どもの人権の観点から対応する必要があります。
- 性的マイノリティへの社会的関心の高まりや部落差別の解消の推進に関する法律をはじめとする差別解消に係る三法が施行されるなど、人権を取り巻く環境が大きく変化してきています。

【2 これからの施策の方向性】

- 全ての教育活動を通じて、児童生徒の人権尊重の精神の高揚を図ります。
- 時代とともに変化する人権課題への対応を図るため、教職員等の人権意識の高揚と資質の向上を図ります。
- 一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することができる人権教育の指導内容・方法の工夫・改善を図ります。
- 社会教育における人権教育の充実を図ります。

【3 主な取組】

- 人権を取り巻く情勢が大きく変化していることに対応した、各種研修の充実や人権教育資料等の活用を通し、教職員等の人権意識の高揚や資質向上に努めます。
- 各種研修会等を通して、児童生徒の自尊感情の育成と人間関係づくりに向けた指導内容・方法の工夫・改善を図るとともに、人権教育の指導者の育成に努めます。
- 学校、家庭、地域等が緊密な連携の下、積極的に社会教育における人権教育の充実に努めます。
- 奄美市人権同和教育研修会の充実に努めます。
- 管理職研修会や生徒指導主任等研修会におけるスマートフォンや携帯電話等の使用に関する講師を招聘した講話の実施
- いじめ・ネットいじめの早期発見、早期解決のための対応と支援（教育相談・無記名アンケート相談箱の活用）
- 「歌声響く学校・地域づくり」、「花いっぱい为学校・地域づくり」に積極的に取り組みます。
- 「あまみっ子」すこやかプログラム」を活用した構成的グループエンカウターの推進を図ります。



I - ④ 体験活動の充実

【1 現状と課題】

- 本市の恵まれた自然や教育的風土を生かし、地域に開かれ、地域に根ざしたふるさと教育を推進して、島口伝承の推進や生まれ育った奄美に誇りをもつ児童生徒の育成を図ります。
- 様々な体験活動は、子どもたちが達成感や成功体験を得たり、課題に立ち向かう姿勢を身に付けたりしながら、一人一人が自らの課題を乗り越えつつ、他者と協働して
- 何かを成し遂げる力を育てる有効な機会です。
- 今後、集団の中で体系的・継続的な活動を行うことのできる学校の間を活かして、地域・家庭と連携・協働し、体験活動の機会を確保していく必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 体験活動は人づくりの“原点”であるとの認識の下、地域の特色を生かし、発達の段階に応じた効果的な体験活動を一層推進します。
- 新学習指導要領において、豊かな体験を充実することとされたことも踏まえ、学校における体験活動の充実に努めます。
- 児童生徒が積極的に参加できるような意図的・計画的な学校行事の在り方を推進し、児童生徒の活動を「見届け」、「認め・励ます」など称賛し、支援します。
- 一人一人を大切にした学級経営の充実と児童生徒一人一人が所属意識や達成感・連帯感を味わうことのできる体験活動を推進します。
- 小規模校が多く、小規模校ならではの「よさ」を積極的に生かし、地域と連携した特色ある教育活動を推進します。
- 関係行政機関や民間団体等とも連携し、自然体験やボランティア活動を含めた社会体験、国際交流体験などを推進します。

【3 主な取組】

- 小・中学校において、関係機関との連携を図り、様々な体験活動を推進するとともに、郷土芸能の伝承や郷土に伝わる行事への参加など地域の特性を生かした体験活動の取組を推進します。
- 各学校における体験活動について、各教科等との関連付けや年間を通した活動の計画的な実施、事前・事後の指導を確実に行うなどの改善・充実を推進します。
- 『あまみっ子』すこやかプログラム（各学年6時間）の特別活動等の年間計画への位置付けを行い、実施に取り組んでいきます。
- 「奄美市中学生ひかり議会」を開催します。

I - ⑤ 子どもの読書活動の推進

【1 現状と課題】

- 子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で重要なものです。
- 奄美市でも、「奄美市子ども読書活動推進計画」を策定し、計画的に読書活動推進に取り組んでいます。
- 全ての小・中学校等で全校一斉の読書活動（朝読書を含む）が取り組まれており、1か月の読書量は、小・中学校等は全国平均並み又は上回っています。しかし、学校段階が進むにつれて読書離れの傾向が見られることや学校図書館図書標準達成率が低いこと、学校司書の資質向上の機会を増やすことなどの課題もあります。
- 子どもの読書活動の一層の推進に向け、平成30年4月に策定された国の「子供の読書の推進に関する基本的な計画（第四次基本計画）」を基本とし、県の第3次計画期間の取組の成果と課題を踏まえて、「第4次鹿児島県子ども読書活動推進計画」を策定しました。それを受け、奄美市でも「第4次子ども読書活動推進計画」を策定しました。

【2 これからの施策の方向性】

- 「第4次奄美市子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域・学校が連携した取組を推進します。
- 発達の段階に応じた取組や読書への関心を高めるための取組を充実させ、児童生徒の改善を図ります。
- 児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援し、必要な情報を収集・選択・活用する能力を育成するために、学習センターや情報センターとしての学校図書館の充実に努めます。

【3 主な取組】

- 「第4次奄美市子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域・学校が連携した取組を推進します。
- 発達の段階に応じた取組や読書への関心を高めるための取組を充実させ、児童生徒の改善を図ります。
- 児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援し、必要な情報を収集・選択・活用する能力を育成するために、学習センターや情報センターとしての学校図書館の充実に努めます。

I - ⑥ 文化活動の推進

【1 現状と課題】

- 個性豊かな文化の継承・発展・創造のためには、先人の残した文化的遺産の中に優れたものを見いだし、それを生み出した精神に学び、継承し発展させることも必要です。また、国際社会で主体的に生きていくためには、我が国や地域の伝統や文化についての理解を深め、それを尊重する態度を養う教育を充実することが重要です。さらに、豊かな心や感性、創造性、感動する心などを育成するためには、子どもの文化活動を推進する必要があります。
- 多くの学校では、学校行事等において、島口・島唄・八月おどり・六調おどり等への取組の機会を設けています。
- 世界自然遺産登録へむけた「あまみっ子」ふるさと学習に取り組んでいます。

【2 これからの施策の方向性】

- 学校において我が国や郷土の伝統と文化に関する関心や理解を深め、それを尊重し、継承、発展させる態度を育成する教育を推進します。
- 地域の中で教え、学ぶ教育・文化のまちづくりを推進します。
- ふるさと学習を積極的に推進します。

【3 主な取組】

- 総合的な学習の時間や道徳の時間における「あまみっ子」ふるさと学習を積極的に推進します。
- 世界自然遺産登録に向け、学習を充実させます。
- 図画や作文コンクール等への参加の奨励や美術館、博物館等で開催される特別展等の観覧促進に係る取組に努めます。
- 学校行事等において、地域の伝統文化の鑑賞や参加の機会の促進に取り組めます。



I - ⑦ 食育の推進

【1 現状と課題】

- 生活習慣病増加の課題の解決を図るためには、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせ、食に関する指導の充実を図り、食育を推進することが大切です。
- 本市では食育推進会議を開催し、食育を推進するための講話や研修会を実施しています。食に関する指導の全体計画や年間指導計画に基づいた指導を推進するために、家庭、地域、関係機関と連携を深めていく必要があります。
- 食を通じた家族のコミュニケーションの大切さについては、これまで普及・啓発に取り組みましたが、更に幼児期の保護者に対象を広げて充実させる必要があります。
- 学校給食における地場産物（県内産・島内産）の活用状況は、令和2年度は52.9%となっており、学校給食センターにおいて地産地消を意識した取組が実施されています。更に、「鹿児島（奄美）をまるごと味わう学校給食」や各学校の給食試食週間の取組により、保護者への周知や関係機関の周知に取り組んでいます。
- 食育を身近に実感させることから、栄養教諭や給食技師などを活用した食に関する指導を充実させる必要があります。
- 第4次食育推進基本計画の方向性を踏まえ、朝食の接種率の増加や、学校給食における地場産物の活用について推進を図る必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るとともに、学校全体で食育の推進に取り組むための態勢づくりに努めます。
- 学校における食育をより効果的に推進するために、学校、家庭、地域の連携・協力による食育の推進を図ります。特に関係機関との連携を重視し、生涯を通じた食に関する自己管理能力が向上する取組に努めます。
- 学校における食育をより効果的に推進するために、学校、家庭、地域の連携・協力による食育の推進を図ります。

【3 主な取組】

- 学校における食育については、食に関する指導の全体計画や年間指導計画に基づく、学校教育活動全体をととした「食に関する指導」を引き続き推進します。また、栄養教諭が中核となって、学校給食を活用しながら、栄養バランスや朝食摂取などの食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化などの理解、習得に努めます。
- 児童生徒の食に関する知識や関心を高めるとともに、食に対する感謝の念や農林水産物の生産・加工についての理解を深めるため、食農教育を推進します。
- 朝食摂取率の向上のために、保護者と連携した取組を行います。
- 保護者等に対し、基本的な生活習慣や望ましい食生活の在り方などについての研修会や大会をととして、広報・啓発に努めます。
- 郷土の食材や郷土の料理について、学校給食をととして広報・啓発に努めます。
- 安全な学校給食の充実を図るために、食物アレルギーの把握に努めるとともに、関係機関とスムーズな対応ができるように連携していきます。



I - ⑧ 体力・運動能力の向上

【1 現状と課題】

- 学校体育に関する研修の充実や体力・運動能力調査等の結果を活用した年2回の体力向上推進委員会を開催することで、PDCAサイクルによる体力向上の取組が実践されております。また、「一校一運動」の実施率は100%で、各校の実態に応じた一運動の見直しも図られております。
- 1週間における運動実施時間は、県の平均よりも若干多く、全国の平均時間より少ない状況です。また、部活動やスポーツ少年団等に所属する割合は小学校においては全国平均より高い状況にありますが、中学校においては全国及び県平均より低い状況です。
- 運動が好きな児童生徒率は、全国平均よりも高い傾向にあり、運動について意欲的に取り組んでいこうとする態度がみられます。しかしながら、運動が嫌いな児童が多い学年もみられ、今後運動の楽しさを実感させる授業や体験活動が大切になると考えられます。
- 中学校においては、本市が策定した「奄美市部活動ガイドライン」を踏まえた活動がなされていますが、大会数の増加等に伴い疲労感を感じている部活動顧問や生徒の実態について把握する必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 生涯にわたって積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣、健康な生活を心掛ける態度の育成を図ります。
- 体力・運動能力調査等の結果を活用することにより、児童生徒の体力向上の取組を推進します。
- 地域人材や各種資料を活用し、学校体育や幼児期の運動の充実を図ります。
- 週2日以上（平日1日、週休日1日）の休養日の設定の在り方や大会数の削減について研究を推進します。

【3 主な取組】

- 教員の指導力を向上させるための研修会を計画するとともに、体力向上の資料等を活用した学校体育の充実や幼児教育の充実に取り組みます。
- 児童生徒の体力の向上のために「一校一運動」「チャレンジかごしま」等への取組の充実を図ります。
- 各学校で体力・運動能力調査等の結果を分析し、体力向上についての全体計画を作成するなどして、体力向上の取組を推進します。
- 効果的な運動の実践や総合的な体力向上を目指した部活動の実践について実態調査を実施し、課題の解決に取り組みます。

I - ⑨ 健康教育の充実

【1 現状と課題】

- DMFT 指数については、本市全体の平均と全国平均を比較すると 0.9 多く、鹿児島県平均と比較すると 0.5 本高い状況にあります。（全国及び県平均は令和元年度学校保健統計調査結果より）
- 子どもたちの生活習慣の乱れ、アレルギー疾患、メンタルヘルスに関する児童生徒の健康課題が多様化・深刻化しており、生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培う健康教育の推進が重要です。
- 「学校・家庭・地域・関係機関等との連携による健康教育の推進」を目指し、学校保健委員会を年 2 回以上開催することに取り組んできました。また、市学校保健研究会も年 1 回開催することに取り組んできました。今後、更に関係機関との連携を重視し、保健委員会の参加人数増加を目指すとともに、就学前の保護者を巻き込んだ取組が必要になります。
- 保健主任研修会を年 1 回、養護教諭研修会を年 6 回実施し、健康教育に関する教職員の資質の向上に取り組んできました。更に、今日的な課題に即した研修を計画していく必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 歯質強化のためのフッ化物洗口の完全実施に向けて、関係機関と連携するとともに、教職員及び保護者への啓発活動に努めます。
- 学校の実態や児童生徒の発達の段階を踏まえた学校保健の充実を図るとともに、学校保健を推進するための保健組織活動の充実に努めます。
- 児童生徒の健康課題に適切に対応するために、学校、家庭、地域、関係機関等との緊密な連携を図ります。

【3 主な取組】

- フッ化物洗口の有効性を客観的に把握するために、実態調査を実施します。
- 食物アレルギーなど健康面に特別な配慮を要する児童生徒への対応については、医師の診断に基づく学校生活管理指導表を活用するとともに、危機発生時の対応マニュアルを整備するなど、全ての教職員が学校保健活動に関心をもち、学校内の関係組織が十分機能する学校保健の取組を推進します。
- 小・中学校の学校保健委員会への学校医等の参加率を高めるために、更に学校医等との連携を深め、学校保健委員会の充実を図ります。
- 学校での健康教育・安全教育に関する取組を広報するための研究大会やシンポジウムなどの開催を計画し、家庭や地域と連携した活動の実践に取り組めます。
- 地域の実情を踏まえた学校保健の取組を推進するために、医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所等の関係機関との連携を一層推進します。

指 標		現況値 (R2 年度)	R7 年度の 目 標 値	関連 施策
誰にでもあいさつができる 児童生徒の割合 (%)	小 6	98	100	I-①
	中 3	90	100	
児童生徒の規範意識の割合 (%)	小 6	92	95	I-①
	中 3	95	100	
不登校児童生徒の割合 (出現率) (%)	小学校	0.2	0.1	I-②
	中学校	0.8	0.4	
自分の良さが分かる児童生徒の割合 (%)	小 6	72	90	I-②
	中 3	69	85	
児童生徒の思いやりと親切心の割合 (%)	小 6	92	95	I-③
	中 3	93	96	
児童生徒の 1 か月の読書量 (冊)	小 6	11.5	15	I-⑤
	中 3	3.8	6	
毎日の朝食摂取率 (%)	小 6	97	100	I-⑦
	中 3	93	100	
「全国体力・運動習慣等調査」で市平均 が県平均を超えている種目数 (種目)	小5 男子	4	8	I-⑧
	小5 女子	5	8	
	中2 男子	6	8	
	中2 女子	4	8	
う歯治療率 (%)	小 6	61.6	100	I-⑨
	中 3	64.6	100	
DMF 歯数 (虫歯を経験した永久歯の数) (本)	小 6	1.4	0.9	I-⑨
	中 1	1.8	1.3	

II 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

II－① 確かな学力の定着

【1 現状と課題】

- 教育基本法等の改正及び学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、今後求められる学力である基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立等を図る教育が展開されています。
 - 小・中学校等における学力の状況としては、全国学力・学習状況調査において、ほとんどの教科で全国平均を下回っており、特に、小・中学校等ともに思考力、判断力、表現力等に課題が見られます。
- また、家庭学習については「家庭学習 60・90 運動」を展開しています。自ら計画を立てて勉強している小学生は 74.7%、中学生は 55.6%となっており、全国平均より高い傾向にあります。

【2 これからの施策の方向性】

- 児童生徒の学力・学習状況を客観的な調査に基づき的確に把握し、本市の実態に応じた学力向上策を推進します。
- 学力向上に向けて児童生徒の基礎的・基本的な知識及び技能と思考力、判断力、表現力等、主体的に学習に取り組む態度を育成する観点から、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推進します。具体的には、「学力向上対策 授業改善 5 つの方策」を生かした授業改善を推進します。
- 各学校においては学校全体で学力向上に向けた組織的な取組を推進し、学力向上の P D C A サイクルの充実を図ります。また、家庭学習の充実と習慣化に努めます。

【3 主な取組】

- 学校、家庭、地域が学力や学習状況に関する調査等の結果に基づく課題を共有し、連携して学力向上が図られるよう具体的取組を推進します。
- 指導主事による学校訪問を定期的実施するとともに、相互授業参観及び授業研究等を通して、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の取組を推進します。
- 小中連携（ジョイントプラン）により、授業公開や授業研究及び相互授業参観等を通じた研修会を開催し、その成果を県下の教員で広く共有することによって指導力向上を図ります。

Ⅱ－② 特別支援教育の推進

【１ 現状と課題】

- 障害者の権利に関する条約の批准や障害者差別解消法の施行を踏まえ、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が可能な限り共に教育を受けられるよう、多様で柔軟な学びの場を整備するとともに、一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援の一層の充実が求められています。
- 本市においては、支援が必要な幼児児童生徒が在籍している全ての小・中学校等で、個別の指導計画や個別の教育支援計画が作成されるなど、校内支援態勢は着実に整備されています。今後、特別支援学校のセンター的機能の活用や学校間連携の充実を図ることで、就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制を構築していく必要があります。

【２ これからの施策の方向性】

- 障害者基本法や障害者差別解消法の趣旨を踏まえて、障害のある幼児児童生徒に対する正しい理解と認識を図るとともに、医療機関や関係機関と連携し、相談・支援態勢の更なる充実に努めます。
- 移行期の学校間連携や、雇用先等との連携を充実させることで、就学前から学校卒業後まで、一貫した、切れ目ない支援がなされるように努めます。

【3 主な取組】

- 共生社会の形成に向けた障害者理解を推進するために、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習を積極的に推進します。
- 早期からの教育相談・就学相談態勢の確立を促進するとともに、障害の状態や教育的ニーズ、保護者の意見等を踏まえた総合的な就学先の判断がなされるようにします。
- 全ての学校等で、基礎的環境整備を進めるとともに、本人及び保護者の意向を踏まえた合意形成を図り、適切な合理的配慮を提供することで、障害のある幼児児童生徒が、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を受けられるように努めます。
- 学校等においては、特別支援学校のセンター的機能の更なる活用を図るとともに、個別の教育支援計画や移行支援シート等を作成・活用し、移行期の連携を充実し、就学前から学校卒業後まで切れ目ない支援体制の構築に努めます。
 - ・ 特別支援教育支援員の配置
 - ・ 特別支援教育コーディネーターの資質向上
 - ・ 市支援検討委員会や特別支援教育支援員研修会の充実
 - ・ ユニバーサルデザインの考え方を生かした授業の工夫及び支援の具体化
 - ・ 早期からの教育相談・就学相談の体制の確立及び、障害の状態や保護者の意見等を踏まえた就学手続きの充実
 - ・ スクールクラスター（域内の教育的資源の組合せ）による特別支援教育の組織の構築及び指導の充実
 - ・ 学校や行政の担当部局、医療機関及び関係機関（発達支援センター等）との連携の深化

Ⅱ－③ キャリア教育の推進

【１ 現状と課題】

- 児童生徒一人一人の進路意識を高め、学業の必要性や意義を実感し、自分の生き方や在り方と結びつけて考えるとともに、「社会的・職業的自立」に向け、必要な基盤となる能力や態度を発達段階に応じて育成することが必要です。
- 職場体験活動は、全中学校で実施されていますが、実施する際の事前・事後の学習を充実させ、体験をその後の学習に生かすことが必要です。
- 各学校では、主に地域の人材を活用した外部から講師を招聘し、講演会等を実施していますが、今後は講話だけに限らず、出前授業などの実施を通して児童生徒により深く感じさせる取組が必要です。

【２ これからの施策の方向性】

- 発達段階に応じた系統的なキャリア教育を、学校の教育活動を通して推進し、将来の夢や目標をもち、それに向けて計画的に努力する児童生徒の育成に努めます。
- キャリアパスポートを活用し、子ども自身に自己の生き方を考えさせ、豊かな人生を送ることができるよう努めます。
- 勤労観・職業観等を育成するため、企業や経済団体など関係機関との連携の強化を図ります。

【３ 主な取組】

- 「キャリア教育の全体計画及び年間指導計画」を全ての学校で作成し、体系的・系統的な取組を行います。
- キャリア教育に関する教員の研修を学校及び教育委員会が連携して実施します。
- 中学校の職場体験学習について、事前・事後も含めた学習の充実努めます。
- 小・中学校等において、学級活動を要としながら、教育活動全体を通したキャリア教育を推進します。
- 市進路指導主任等研修会（年２回）を開催し、教職員の資質向上を図ります。
- 「奄美市中学生ひかり議会」を開催し、子どもの社会参画意識の向上を図ります。
- 児童生徒がキャリア教育に係る活動を記録し蓄積する教材等の活用促進を図ります。

Ⅱ－④ 産業教育の推進

【1 現状と課題】

- 技術革新やグローバル化の一層の進展等に対応し、規範意識や倫理観を身に付け、地域や社会の発展を担う創造性豊かな人材を育成する必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 将来の地域産業の担い手を育成する職業教育の充実を図ります。
- チャレンジ精神などの積極性・創造性を育む教育活動を推進します。

【3 主な取組】

- キャリア教育の推進を図るとともに、地元における職場体験学習等を充実させ、望ましい職業観を養います。
- 各学校が実施する現場実習や経営者・技術者等による講演会など、進路意識が高まる取組を進めます。
- ひかり議会等を充実させ、市民の一人として生まれ育った奄美の将来、産業の在り方について考えさせる機会を設定します。
- 福祉部と連携して「進路ガイダンス」等の機会を積極的にとらえて、産業教育への意識を啓発します。
- 就職を希望する全ての生徒に進路希望に応じた職業指導を充実させます。
- 企業や経済界と連携するなどし、本県の産業等についての理解を進め、子どもたちに、一人一人が本県の担い手であるということの意識を醸成します。



Ⅱ－⑤ 幼児教育の充実

【１ 現状と課題】

- 社会状況の変化等による幼児の生活体験の不足等から、基本的な技能等が十分に身に付いていないという課題が指摘されています。また、近年、幼児期の教育がその後の生活等へ与える影響に関する研究が進み、幼稚園や保育所、認定こども園の区分や設置主体の違いに関わらず、全ての子どもが健やかに成長できるよう、幼児期から質の高い教育を提供することの重要性が高まっています。
- 幼稚園教育要領等が、平成 30 年度から施行され、各幼児教育施設では改訂の趣旨に沿った教育・保育の充実に取り組んでいます。
- 現在、本市には、名瀬地区に 2 園（名瀬・小宿）、笠利地区に 1 園（赤木名）の公立幼稚園、並びに、幼稚園型認定こども園（朝日）1 園を設置し、3 か年保育や異年齢混合保育を実施しています。
- 各園において、校外保育を通じた自然とのふれあいや体力づくり、島口・島唄・八月踊りなど郷土の文化の体験、地域住民との交流活動など幼児教育の充実を図っています。
- 幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園評価を生かした教育活動や特別支援教育及び「運動遊び」指導の充実、子どもの発達に即した保育に向けての校種間交流の推進とあわせて、小学校への円滑な移行のため、家庭との連携を図りながら教育内容や方法の充実が必要となります。
- 核家族化、少子化が進展する中、今後、すべての子どもたちが笑顔で成長していくため、子育て環境の構築に向けた公立幼稚園のあり方の検討が求められています。

【２ これからの施策の方向性】

- 生涯にわたる人格形成の基礎を育むために、幼稚園、保育所、認定こども園（以下「幼稚園等」という。）がそれぞれの特色に応じた幼児教育を実施できるように、関係部局との連携を密にし、幼児教育全体の質の向上に努めます。
- 幼児期の教育と小学校教育の接続を図るため、幼稚園等と小学校等が連携した取組の一層の推進を図ります。
- 幼稚園等、家庭、地域の連携により、幼稚園等を活用した子育て支援に係る取組を推進します。

【３ 主な取組】

- 教職員の研修の充実、家庭や地域との連携の強化などによる幼児教育の質の向上を図るとともに、関係部局とも連携を図り、子育て環境の構築について具体的に検討します。
 - ・ 幼稚園教諭等の研修の充実及び、特別支援教育支援員の効果的な活用
 - ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有した小学校との連携の推進
 - ・ 幼稚園評価を生かした教育の充実及び幼稚園評価の公表
 - ・ 就園、就学前の家庭教育学級の充実

Ⅱ－⑥ 郷土教育の推進

【1 現状と課題】

- 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う郷土教育の推進が必要です。
- 全国学力・学習状況調査の結果を見ると、全国平均に比べ、地域の行事や地域でのボランティア活動などに参加している児童生徒が多いことが分かります。
- 少子高齢化・過疎化等により、伝統芸能や集落の歴史等の継承が難しくなっています。

【2 これからの施策の方向性】

- 各学校において、郷土芸能や伝統産業を体験する活動や先人の業績や生き方について学ぶ活動などの充実を図り、ふるさと奄美の魅力を語れる人材の育成に努めます。
- 地域行事への参加など、地域の中で児童生徒を育成する素地がある状況を生かすとともに、「あまみっ子ふるさと学習」事業を展開し、ふるさと奄美のよさを学び、郷土教育の推進を図ります。
- 郷土奄美に誇りをもち、未来を担う子どもたちを育てるために、「ふるさと体験留学」を実施し、大規模校の生徒が、小規模校で1週間、その土地のすばらしさにふれることができるよう、努めていきます。
- 貴重な奄美の伝統文化の継承（シマグチ、島唄、八月踊り、六調踊り等）について、地域と連携しながら、継承できる仕組みづくりなどの取組に努めます。

【3 主な取組】

- 各学校において、授業や学校行事等を通して、郷土の素材を生かしながら、郷土の魅力について調べ、発表し合うなど郷土に根ざした教育活動の一層の充実を図ります。具体的には、「あまみっ子ふるさと学習」事業を展開し、総合的学習の時間等で、ふるさと奄美の地理・歴史、伝統、文化について理解を深めさせる取組に努めます。
- 各学校において、学校行事や授業等で、地域と学校がより連携して、地域に根ざした特色ある郷土教育の取組が行われるよう指導します。具体的には、郷土の歴史や文化など、郷土に対する理解と関心を深めるための取組に努めます。
- 大規模校から1週間小規模校に留学する「ふるさと体験留学」を実施し、その地の伝統文化や結の精神、その土地のすばらしさを学び、ふるさと奄美に誇りをもつようための取組を推進します。

Ⅱ－⑦ 教育の情報化の推進

【１ 現状と課題】

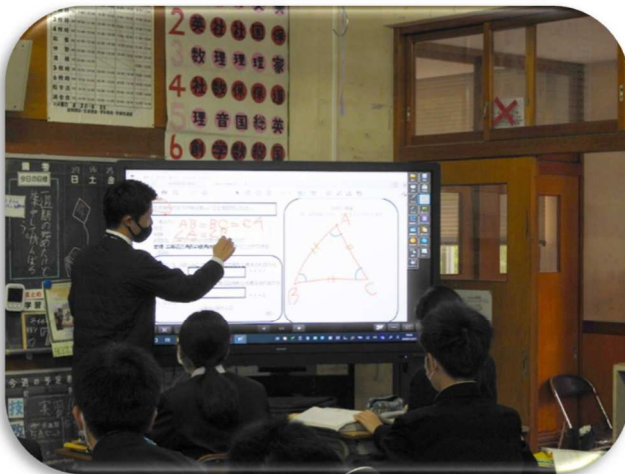
- 平成 27 年度に電子黒板と実物投影機（書画カメラ）を活用し学校 ICT モデル事業を実施し、子どもの学習の理解促進やコミュニケーション能力の育成を図りました。
- 整備したネットワーク環境やハードウェアを有効に活用した児童生徒の情報活用能力やネットワークの操作の知識、技術を高め、情報モラルの向上、有害情報への適切な対応能力を身に付けさせるなど児童生徒が、高(※)度情報化社会を主体的に生きぬくための能力を育む必要があります。
- 平成 30 年度の高校生の携帯電話，スマートフォンの所持率は 95.4%であり，小学生，中学生の普及率も高まりつつあります。そのため，ネット依存，情報モラルや外部からの情報を適切に判断し，ネット犯罪の被害から身を守ることについて早期からの体系的な指導を充実させる必要があります。
- 今後は，ICT 整備計画に基づき，整備した学(※)校 ICT 環境の適切な維持管理や一人一台の端末を活用した効果的な授業の進め方について検証します。また，小規模校と大規模校との遠隔授業への活用など時代に即した学(※)校 ICT 化の検討が必要となります。

【２ これからの施策の方向性】

- 教科指導等における ICT の効果的な活用により，主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うとともに，児童生徒の情報活用能力の育成に努めます。
- 情報化社会において，適正な活動を行うための基になる人権の尊重や危険回避，健康との関わりなどの理解と態度を育成する情報モラル教育の充実を図ります。
- 論理的思考力を高めるために，プログラミング教育の充実に努めます。
- ICT を活用し，児童生徒の情報を共有することによる，きめ細かな指導を目指すとともに，学校の情報発信に努めます。
- 国の ICT 環境の整備方針等も踏まえ，学校における ICT 環境整備の推進に努めます。

【3 主な取組】

- 教員に対するＩＣＴを活用した指導力を向上させるための研修を充実させます。
- 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の実現に向け、各教科等においてズームやＩＣＴ機器を活用した授業実践を推進します。
- 新学習指導要領において、情報活用能力（情報モラルを含む。）が学習の基盤となる資質・能力として位置付けられたことを踏まえ、各教科や総合的な学習の時間等においてＩＣＴなどを積極的に活用し、児童生徒の情報活用能力を育成します。
- ネット依存や情報モラル等について、児童生徒への指導を行うとともに、啓発資料の活用や各種研修会への職員派遣などを通して、フィルタリングの設定や家庭内ルールの策定に係る保護者への啓発に努めます。
- 新学習指導要領に示された各教科等におけるプログラミング教育の充実や地域人材を活用したプログラミング教育の推進に努めます。
- 教職員が校務においてＩＣＴを活用し、児童生徒の情報共有や効率的な成績処理の推進に努めます。



Ⅱ－⑧ 社会の変化に対応した教育の推進

(ア) 環境教育

【1 現状と課題】

- エネルギー・環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって重要な課題であり、教育基本法に、教育の目標として「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が規定されています。
- 奄美群島は、「東洋のガラパゴス」といわれるほど、多様で固有性の高い生態系が広がっており、「奄美・琉球」として、世界自然遺産への登録に向けた取組を進めています。
- 学校においては、自然の豊かさとそれを支える地球環境、開発と環境保全とのバランス、環境に配慮した消費生活等について学習し、全ての小中学校で、体験的な活動を行っています。今後、各教科等の学習と体験的な活動を関連付けて、地域の自然の豊かさや環境保全への理解を深めさせる必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 持続可能な社会の担い手を育成するため、学習指導要領に基づき各教科等の学習と体験的な活動を関連付けて、教科等横断的な環境教育を進めます。
- 地域の自然体験活動を通して生物多様性や外来種等への理解を深め、自然保護や環境保全への意識を高める学習を一層推進します。

【3 主な取組】

- 各教科や総合的な学習の時間、総合的な探究の時間、特別活動などの授業における学習やりサイクル、ごみの分別など日常生活における活動等、教育活動全体を通して、環境保全活動及び環境教育の充実・推進を図ります。
- 世界自然遺産の屋久島など、多様で固有性の高い生態系が広がっています。また、奄美は「奄美、徳之島、沖縄島北部及び西表島」として、世界自然遺産への登録に向けた取組が進んでいます。
- 世界に誇る身近な地域の自然について、児童生徒が理解を深める体験的な学習の充実を図ります。
- 地域の環境保全への参加意識を育てる環境美化活動の充実を図ります。



(イ) 福祉教育・ボランティア活動

【1 現状と課題】

- 児童生徒が乳幼児や高齢者及び介護を必要とする人の気持ちにふれたり、生活上の困難さを体感したりして、福祉や介護への関心を高め、よりよい生き方を目指していくことは極めて重要です。今後一層の高齢化が進行する中で、一人一人の児童生徒に対して福祉や介護に関する問題意識を身に付けさせる取組を進めていくことが必要です。
- 小・中学校においては、総合的な学習の時間や職場体験等で福祉施設を訪問したり、ボランティア活動などについて学習したりすることで、地域の高齢者との交流活動を実施しています。

【2 これからの施策の方向性】

- 児童生徒の発達の段階を踏まえ、「福祉の心」を育てる教育の充実に努めます。
- 学校や行政の担当部局，社会福祉協議会等の関係機関との連携を深めて，福祉やボランティアに関する体験的な活動の充実に努めます。

【3 主な取組】

- 児童生徒の発達の段階に応じ，乳幼児・高齢者・障害者に対する思いやりの心などを醸成するための指導計画作成や教職員の指導力の向上に努めます。
 - ・総合的な学習の時間と関連させた高齢者との交流を深める活動の推進
 - ・障がい者に学ぶ活動の推進
 - ・職場体験学習やボランティア活動についての学習の充実
 - ・市保健福祉部との連携による「赤ちゃん先生」事業の推進及び充実



(ウ) 国際理解教育

【1 現状と課題】

- グローバル化が進む国際社会において、日本人としての自覚を持ち、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、コミュニケーション能力、主体性・積極性や異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成するため、国際理解教育を推進することは重要です。本市では、国際感覚を身に付けさせるとともに、語学力を向上させ、心身ともにたくましく生きる青少年を育成する目的で、毎年10月に約2週間の日程で中学2年生15名を姉妹都市であるアメリカ合衆国テキサス州ナカドウチェス市に派遣しています。また、5月にはナカドウチェス市から中学生が来島し、ホームステイをしながら学校訪問を行い、交流を図っています。
- 本市では、外国語教育の充実を図る目的で、4名のALTを雇用しています。各学校においては、ティーム・ティーチングによる授業などを通して、児童生徒の外国語によるコミュニケーション能力を高めたり、言語や異文化を理解したりするなどの実践的取組が広がっています。
- 学習活動の中では体験活動や交流活動に加え、他を尊重し、自分の考えや思いを発信するなどの活動を充実させる必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 各学校段階において、これからの国際社会において自ら思考し判断し、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができる国際感覚をもった児童生徒の育成に努めます。
- 諸検査等による児童生徒の実態分析から課題を明確にし、個に応じた指導を充実させ、「分かる授業」の実践を推進していきます。
- グローバル化に対応した外国語教育の充実を図るため、国の動向を踏まえ、新学習指導要領の着実な実施など、計画的な取組を推進します。



【3 主な取組】

- 小学校中学年においては、「聞くこと」、「話すこと」を中心とした活動を通じて外国語に慣れ親しむとともに、高学年においては、発達の段階に応じて、「読むこと」、「書くこと」を加えて総合的・系統的な学習の充実を図ります。
- 中学校では、「外国語を使って何ができるようになるか」の視点を明確にし、小学校との接続を重視するとともに、学びの連続性を意識した指導の充実を図ります。
- 各学校段階において、外国語による言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を身に付けられるよう、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図るとともに、総合的な学習の時間等において、国際理解に関する学習などの充実を図ります。
- A L Tを市内の全小・中学校に計画的に派遣し、児童生徒が外国語を使ってコミュニケーションをとる機会の提供を推進します。
- 我が国や外国の文化や習慣などを比べたり、調べたり、体験したりしたことについて、議論や発表するなどの幅広い学習活動の展開に努めます。



(エ) 消費者教育

【1 現状と課題】

- 近年、消費者を取り巻く社会経済状況は厳しく、消費生活と経済社会との関わりが、グローバル化、高度情報化の進展等により多様化・複雑化し、地域・家族のつながりが弱まるなか、消費者被害も多様化・深刻化しています。

このような中で、児童生徒の発達の段階を踏まえ、消費生活についての基礎的な知識や基本的な考え方を習得させることによって、資源や環境に配慮し、消費者として適切に意思決定する能力や、責任をもって行動できる能力を育成することが求められています。

- 学校では、学習指導要領に基づき、物やお金の大切さに気付かせるとともに、計画的な使い方などの消費生活や消費者の権利と責任などについて学習しています。税が自分たちの生活と密接に関わっていることや税の必要性について理解する学習もしています。

【2 これからの施策の方向性】

- これからの変化の激しい社会において、自ら思考し判断することのできる金銭・金融感覚を持った児童生徒の育成を図ります。
- 消費者トラブルの防止など、児童生徒の発達の段階に応じた消費者教育の充実に努めます。
- 財政を支える租税の重要性に鑑み、租税教育推進協議会との連携を強化しながら、児童生徒に対して税に関する正しい理解と知識が身に付くよう租税教育の更なる推進に努めます

【3 主な取組】

- 物の大切さ、勤労の価値と意義、健全な金銭感覚、金融の仕組み、消費者保護等について理解させ、消費者として主体的に判断し、責任をもって意思決定できるよう、児童生徒の発達の段階に応じた指導計画の作成や教材の活用、教職員の指導力の向上に努めます。
- 金融教育・消費者教育・租税教育の全体計画や年間指導計画を作成し、教育活動全体で推進していきます。
- 租税教育推進協議会が実施する租税教室、税に関する作文やポスター、租税に関する資料の配付などに協力して、市内小・中学校の租税教育の推進に寄与します。また、校内研修や学校訪問等の機会等を利用して指導や助言を行います。
- 情報機器等を利用した消費者トラブル等について、啓発資料の活用等を通して児童生徒の指導や保護者への啓発を推進します。

(才) 主権者教育

【1 現状と課題】

- 公職選挙法の改正に伴う選挙権年齢引下げをうけ、満18歳を迎えた高校生が、有権者として適切に行動できるよう、発達の段階において計画的な指導が行われています。
- 学校では、学習指導要領に基づき、主体的に社会の形成に参画しようとする態度や多面的・多角的に考察して表現する力の大切さに気付かせるとともに、副教材を活用した学習をしています。
- 主権者として、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養や、よりよい社会の実現に向けて課題を主体的に解決しようとする態度の育成が必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を発達の段階等に応じて身に付けさせます。
- 政治的中立性の確保に留意しながら、国家及び社会の責任ある形成者となるための政治的教養を高める教育の充実に努めます。

【3 主な取組】

- 各教科、総合的な学習の時間、特別活動等において、関係機関と連携して、模擬投票などの体験型の学習や出前授業等の主権者教育を計画的に実施します。
- 児童生徒が主体的に判断し、責任をもって意思決定できるよう発達の段階に応じた指導計画の作成や教職員の指導力の向上に努めます。



指 標		現況値 (R2 年度)	R7 年度の 目 標 値	関連 施策
学力の定着・向上が図られた学校数 及び割合（％）（「鹿児島学習定着度 調査」県平均比との比較）	小学校	(※R1 年度) 13 校(62%)	15 校(71%)	Ⅱ-①
	中学校	9 校(75%)	10 校(83%)	
家庭学習 60・90 運動の達成率（％）	小 6	85	100	Ⅱ-①
	中 3	85	100	
奄美の良さを実感している 児童生徒の割合（％）	小 6	95	100	Ⅱ-⑥
	中 3	94	100	
先人の生き方や歴史を語れる 児童生徒の割合（％）	小 6	96	100	Ⅱ-⑥
	中 3	92	100	

※新型コロナの影響により、現況値について R1 年度のものを採用している。



III 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

III-① 開かれた学校づくり

【1 現状と課題】

- 各学校の教育目標が達成されるためには、体系的な教育が組織的に行われなければならない、管理職が社会の要請に的確に対応できる明確なビジョンのもと指導力を発揮することが求められています。また、教職員による学校の自己評価及び学校評議員や保護者等による学校関係者評価の実施・公表により、開かれた学校づくりの推進とPDCAサイクルの充実・改善が求められています。
- 学校としての説明責任を果たし、開かれた学校づくりを推進するために、学校運営について、保護者や地域住民の意向を把握、反映し、その協力を得るための学校評議員を設置しています。
- 全ての公立学校において自己評価、学校関係者評価が実施されており、またその結果は公表されています。
- 地域が育む「かごしまの教育」県民週間は、全ての公立学校（幼稚園を含む）で取り組み、毎年多くの方々が参加するなど、全県的な活動として取り組まれています。

【2 これからの施策の方向性】

- 各学校で実施している学校評価を基にした学校運営のPDCAサイクルの充実・改善に努めます。
- 各学校が家庭や地域に説明責任を果たすことにより、学校、家庭、地域の緊密な連携を推進します。
- 保護者や地域住民への学校開放に関わる行事を推進し、市民一人一人が奄美市の教育について考える気運を高めます。
- 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指して、学校全体で児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握するとともに、地域の教育資源や人材を生かし、教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めます。

【3 主な取組】

- 各学校が評価結果の公表など積極的な情報公開やその結果に基づく教育活動をはじめとする学校運営の改善を図る取組を推進します。
- 学力や学習状況に関する調査等の結果をもとに、各学校が校内におけるPDCAサイクルを構築し、アクションプランを作成・実施し、成果や課題を把握しながら、計画的、具体的な改善を行うよう指導します。また、公表することにより、学校、家庭、地域が学校の課題を共有し、連携して学校改善が図られるよう具体的取組を推進します。
- 11月1日～7日までの『地域が育む「かごしまの教育」県民週間』や土曜授業において、各学校で授業参観や学校行事等を実施するなど、保護者や地域住民等が学校運営に対しての理解・協力・参画するなどの開かれた学校づくりの取組を推進します。

Ⅲ－② 学校運営の充実

【1 現状と課題】

- 公立学校の運営は、関係法令に基づき、教育委員会及び校長の権限と責任の下で行われています。
- きめ細かで質の高い教育の展開を支援・強化するための教職員配置に努めています。
- 管理職の資質向上を図るために、管理職研修会を定期的実施しています。
- 各学校の教育目標が達成されるためには、体系的な教育が組織的に行われなければならない、そのためには、管理職が社会の要請に的確に対応できる明確なビジョンのもと指導力を発揮するとともに、適正な教職員配置を行うことが求められています。
- 学校における課題が複雑化・多様化する中、学校の役割は拡大せざるを得ない状況となっており、一方で教員の長時間勤務という形で表れています。
- 学校と地域の人々が学校運営についての目標を共有し、一体となって地域の子どもたちを育てていくためには、保護者や地域住民等が学校運営に参画することがこれまで以上に求められています。

【2 これからの施策の方向性】

- 管理職の資質向上を図るため、必要な取組を推進します。
- 質の高い教育を持続発展させるために、学校における業務改善を実質的かつ着実に推進します。
- 保護者や地域住民等が学校運営に参画するための体制を充実させ、家庭や地域と学校との連携・協働を推進します。

【3 主な取組】

- 管理職として社会の要請に的確に対応できるよう、明確なビジョンや実践的指導力を養うための研修の充実を図ります。
 - ・ 学校の自己評価、学校関係者評価の改善と結果の公表
 - ・ 「一校一改善」、「一事徹底」の確かな実践と見届け
 - ・ 学校の教育課題を生かした「土曜授業」の実施
 - ・ 学校評議員会、学校関係者評価委員会、信頼される学校づくりのための委員会の充実
 - ・ 定例管理職研修会の充実
- カリキュラム・マネジメントに関する研修をとおして、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげます。
- 「奄美市業務改善アクションプラン」を踏まえ、数値目標を設定し、中長期的な具体的取組を実施します。

Ⅲ－③ へき地・小規模校教育の振興

【1 現状と課題】

- 本市は、小学校の約 80%は 11 学級以下の小規模校であり、小学校 21 校、中学校 12 校、有しています。児童生徒の約 10 人に 6 人はへき地等の小規模校で学んでおります。これらのことから、へき地・小規模校教育の振興を図ることは、本市の振興を図る上で重要です。
- へき地等には、豊かな自然や大切に守られてきた地域の伝統芸能など様々な教育資源が見られ、県内各地のへき地校では、総合的な学習の時間等で、地域の伝統文化などを生かした特色ある教育活動が展開されています。
- 学校規模による学力の傾向について、全国学力・学習状況調査の結果では、小・中学校等とも総じて大きな差は生じておらず、また、複式学級を有する学校とそうでない学校の平均正答率も同程度であるという結果が得られています。
- 小規模の学校では、児童生徒一人一人に目が行き届くなどの利点があるものの、集団生活の中で切磋琢磨する機会が少ないことや、教職員配置等の教育環境の整備が不十分な点も課題となっています。

【2 これからの施策の方向性】

- へき地・小規模校ならではの「よさ」を積極的に生かした特色ある教育活動を推進します。
- 複式学級の指導の在り方や各教科等の授業の進め方等に係る教職員の指導力の向上を図るとともに、へき地・小規模校に勤務する教職員の研修機会の確保に努めます。
- 少人数・複式学級の特性を生かした学習指導の工夫・改善に努めます。
- 小規模校集合学習や大規模校・小規模校の交流学习の充実を図ります。

【3 主な取組】

- へき地・複式教育指導資料の作成・配布や実践事例の紹介により、へき地・複式教育の充実に努めます。
- 複式学習指導法の研修や、小規模校集合学習、大規模校・小規模校の交流学习の充実を推進するとともに ICT 機器等を活用した教育方法の改善等を行います。



Ⅲ－④ 教職員の資質向上

【1 現状と課題】

- 児童生徒が、基礎的・基本的な学力を含め、心豊かにたくましく生きる力を身に付けるとともに、それぞれの個性や能力を伸ばすような教育が行われるよう、教育者としての使命感や責任感、教育の専門家としての確かな力量など、教職員の資質能力を総合的に向上させることが求められています。
 - ・ 一人一研究授業（全教師による年最低一回以上の授業公開と授業研究）の実施
 - ・ 年間を通した計画的な個人研究（奄美教育実践記録への積極的な応募）の奨励
 - ・ 教育実践研究の先進校教諭による研修会の実施
 - ・ 授業力向上を目指した研修会の実施（あまみ授業セミナー・期限付教諭等研修会）
 - ・ 校内研究の内容充実を目指した研修会の実施（校内研究研修会）
 - ・ 研究授業・授業研究による実践的研究の推進
 - ・ 経験年次別研修（フレッシュ研修，ステップアップ研修，パワーアップ研修）の充実
- 定例の管理職研修会を通して、学校経営及び学校運営の充実を図るために、校長や教頭の資質の向上に努めています。
- 信頼される学校づくりのため、教職員の資質向上を図る必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 教職員の資質向上を図るために、職務別研修や経験年数に応じた研修等を実施し、
- 職員一人一人の資質向上を図ります。
- 頼られる学校づくりのための委員会の充実を図り、学校の活性化対策を話し合い、実践することで、教職員の所属感や自己有用感の高揚を図ります。
- 信頼される学校づくりのための委員会の充実を図り、学校の活性化対策を話し合い、実践することで、教職員の所属感や自己有用感の高揚を図ります。

【3 主な取組】

- 指導力向上のための教職員研修の充実を図ります。そのために、市主催の各種研修会や自校の課題解決に向けた校内研修の充実，経験年次別研修の充実等を図ります。
- 好きな教育環境を児童生徒に提供するため、資質の向上を必要とする教員に対しては、指導改善研修等を実施し、指導力の改善を図ります。
- 信頼される学校づくりのために、服務規律に関する指導の徹底を図ります。
 - ・ 管理職研修会における「服務規律の厳正確保に係る研修」の実施
 - ・ 不祥事防止強化月間（8月・12月）における参加型・体験型の校内研修の実施
 - ・ 一人一人の実情に応じた適時適切な服務指導の徹底
 - ・ 自己申告による面談の実施

Ⅲ－⑤ 安全・安心な学校づくり

【1 現状と課題】

- 学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童生徒の「生きる力」を育むための教育環境として重要な意義をもつだけでなく、地震などの災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要です。
- 本市の公立学校施設の建物構造体の耐震化率は、平成28年度で完了しています。
- 校舎等の老朽化対策として、令和元年度に策定した学校施設等長寿命化計画に基づき、計画的な施設整備と中長期的な施設改修等実施する必要性があります。
- 市内全学校に設置している緊急地震速報装置を活用し、地震・津波災害から命を守る避難訓練の見直しに取り組んできました。
- 実践的な安全教育の実践を推進するため、学校安全マップの見直しや通学路の合同点検を実施し、安全に関するハード、ソフト面の向上に取り組めました。
- 全ての学校で安全教育の年間指導計画作成に取り組んできました。今後、児童生徒や地域の実態に応じた見直し、改善が必要になります。

【2 これからの施策の方向性】

- 社会状況の変化・多様な学習活動等に対応できるよう、老朽化した学校施設を機能改善するとともに長寿命化を図ります。
- 関係機関と連携し、児童生徒への安全教育を推進します。

【3 主な取組】

- 老朽化した施設の改築や改修による長寿命化、多様化する教育への対応、良好な学習環境の整備など財政状況を踏まえ、コスト軽減・事業の平準化を図りながら、よりよい教育環境づくりを進めます。
- 学校施設を長期にわたり有効に活用するため、老朽化した学校施設の適時適切な改築や改修整備を行うとともに、建物法定点検等により、施設の安全確保を図ります。
- 実践的な安全教育を推進するため、ショート訓練による避難訓練を積み重ね、災害や立地条件に適した学校独自の避難場所の設置や避難マニュアルの作成に取り組めます。
- 学校での健康教育・安全教育に関する取組を広報するための研究大会などの開催を計画し、家庭や地域と連携した活動の実践に取り組めます。
- 警察等と連携し、不審者情報等児童生徒の安全に関する情報を共有し、事件、事故からの安全確保を図ります。

Ⅲ－⑥ 「学びのセーフティーネット」の充実

【１ 現状と課題】

- 家庭の経済状況に関わらず、全ての子どもが質の高い教育を受けられるよう、切れ目のない経済的支援や学習支援等の総合的な対策を進めることが重要です。
- 経済的困難を抱える家庭の子どももしっかりとした学力を身に付けることができるよう、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力保障を図るとともに、学校を窓口とした福祉関係機関等の担当者との連携、幼児期から高等教育段階までの切れ目のない経済的支援、地域住民等の協力による学習支援等の総合的な対策を進めることが求められています。
- 本県の就学支援制度の対象となっている小中学生の割合は、全国平均よりも高い状況ですが、実施主体である市町村では、制度の拡充などを行っているところです。
- また、高校卒業後の家計における教育費負担の軽減を図るため、本市独自の奨学金制度を創設しましたが、国においても給付型奨学金が創設され、高等教育無償化の検討も進められています。
- 生活困窮世帯の子どもを対象に、地域における学校以外の場において、高校進学・中退防止の支援を行うことを主眼に置きつつ、子どもの学習支援事業を実施しています。
- グローバル化の進展によって、海外に在留した後に帰国した児童生徒や、外国人児童生徒など、国内の生活に適應することができるような指導が必要な子どもの増加が見込まれます。

【２ これからの施策の方向性】

- 家庭の経済状況や地理的条件等にかかわらず、安心して教育を受けられるよう、多様なニーズに応じた環境づくりを図ります。
- 生活困窮世帯の子どもは、自尊感情の醸成、ソーシャルスキルや生活環境の向上といった生活面の課題を抱えている場合があることや、子どもとの関わりが少ない親等の養育に関する課題のため、居場所の提供や親への養育支援等や地域における家庭教育支援の推進に向けた子育て支援との連携を進めます。

【3 主な取組】

- 義務教育に係る教育費について、市町村に対し、就学援助の充実等について要請を行うとともに、制度の更なる周知を図っていきます。
- 子どもの貧困対策については、学校をプラットフォームとした総合的な対応を図るため、福祉等の関係部局やスクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携しながら、学校・保護者に対して、支援事業や教育相談等の情報発信を行います。
- 高校卒業後の家計の教育費の軽減を図るため、本市独自の奨学金制度を適切に運用するとともに、国の制度の周知を図ります。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの資質向上を図るための研修会や関係機関で連携するための協議会を実施するなどして、児童生徒の置かれた様々な環境の問題へより効果的な対応ができるように努めます。
- 生活困窮世帯に対する子どもの学習支援に加え、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や、子ども等の教育及び就労（進路選択等）に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整に努めます。

指 標		現況値 (R2 年度)	R7 年度の 目 標 値	関連 施策
授業中自らの考えを発表する機会があると感じている児童生徒の割合（％）	小 6	92	100	Ⅲ-③
	中 3	93	100	
一人一研究授業実施率（％）	小学校	98.9	100	Ⅲ-④
	中学校	98.4	100	



IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

IV-① 地域ぐるみでの子どもの育成

【1 現状と課題】

- 本市には、地域住民同士の結びつきや助け合いの精神が残っていることに加え、教育を大事にする伝統があり、各地域において、各種団体等による子どもの育成に関する様々な活動が行われています。
- 奄美市の特性を生かしながら、更に地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、活力ある地域づくりのための体制づくりを進める必要があります。
- これまでに、地域住民による学校支援活動として「かごしま学校応援団」の取組が行われており、「地域の中の学校づくり」が進められています。
- 今後は学校支援活動を基盤とし、より多くの地域住民や団体等が連携・協働し、子どもたちの成長を支える「地域学校協働活動」として、多様な活動を展開していく必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 次代を担う子どもたちの成長に向け、多くの地域住民や多様な団体等が連携・協働した「地域学校協働活動」を推進します。
- 地域と学校の活動をつなぐ地域学校協働活動推進員等の養成と資質向上に努めます。
- 多くの地域住民や多様な団体等の理解と参画を得て、市全域で「地域学校協働活動」の取組がなされるように、広報・啓発に努めます。

【3 主な取組】

- 地域学校協働活動を推進するための体制を整備します。
- 地域内の各種団体等や地域と学校が、相互にパートナーとして連携・協働するためのより効果的な活動内容や方法について研究するとともに、活動の成果や参考となる取組を共有し、普及を図ります。
- 地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員等の養成及びスキルアップを図る研修を実施します。
- 「青少年育成の日（毎月第3土曜日）」の取組を生かしながら、家庭・学校・職場・地域が一体となった青少年の健全育成を推進します。
- 優れた知識や経験、技術等を持った地域住民が学校教育活動に参画したり、子どもたちが放課後や休日等に学習活動や体験活動等に参加したりする取組を推進します。

Ⅳ－② 地域を支える次世代の人づくり

【1 現状と課題】

- 地域の中で大人や異年齢の子どもと交流し、様々な体験を積み重ねることで、豊かな人間性や主体性、社会性、責任感が育まれることから、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりに「地域に根ざしたふるさと教育」を推進しています。
- 「ふるさと教育」とは、本市の恵まれた自然や教育的風土に学び、自分が生まれ、育った郷土の良さを実感し、郷土を愛し、郷土の伝統文化に誇りを持つ子どもを育成していきます。
- 本市では、環境活動・伝統文化の継承等地域の活性化に地域女性団体や青年団、子ども会、ジュニア・リーダークラブ等の団体が活動していますが、高齢化や人口減、少子化による会員の減少などの課題があります。
- 少子高齢化や人口減少などから、地域の活力低下への対応として、各団体の育成・地域リーダーの養成が求められています。

【2 これからの施策の方向性】

- 地域社会に蓄積された様々な知恵を生かし、学校、家庭、地域が一体となった青少年の健全育成のための活動を推進し、地域を支える人材を育成します。
- 様々な地域での活動の中核となり、コーディネートできる中高校生・青年層のリーダー育成や大人の指導者の養成を図ります。
- 本市では家庭・地域の教育力向上のために、「毎月第3日曜日」を市民清掃の日として定めており、家庭・地域・学校が一体となり、異年齢集団の地域活動が一斉に展開できるよう環境づくりを推進いたします。

【3 主な取組】

- 社会教育関係団体の育成を図り、島唄・島口・八月踊り等の伝統文化の伝承や地域活性化を図る次代の奄美市を担うリーダーを育成するため、各種の研修会を実施します。
- 地域での活動の中核となり、コーディネートできるジュニア・リーダーや大人の指導者を養成するための指導者養成研修会を実施します。
- 青年層を対象として、地域リーダーを養成する研修を実施します。
- 家庭・地域の教育力の向上を目的として、「家庭の日」である毎月第3日曜日を「市民清掃の日」と定め、家庭・地域・学校が一体となって地域活動を一斉に展開できるような環境づくりを推進いたします。



Ⅳ－③ 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり

【１ 現状と課題】

- 愛の声かけ運動の実施等，地域全体で子どもの安全確保に取り組む体制が整備されつつあります。
- 子どもの見守り活動が形骸化することがないよう，ＰＴＡ，地域住民，警察をはじめとする関係機関等との緊密な連携を図り，地域や団体の範囲を広げ，学校，保護者，地域が一体となった安全管理体制の一層の充実に努める必要があります。
- 全ての学校で安全教育の年間指導計画作成を作成しています。今後，児童生徒や地域の実態に応じた見直し，改善が必要になります。

【２ これからの施策の方向性】

- 更なる地域ぐるみによる児童生徒等の安全確保に努めるため，地域の子ども会や自体会等と一体となった取組を推進します。
- 奄美群島内他町村教育委員会，関係機関及び関係団体等との連携を強化して，地域全体で子どもの安全を見守る体制を整備します。

【３ 主な取組】

- 学校・家庭・地域・警察等の関係機関が連携して，地域全体で子どもの安全を見守る体制の整備に努めます。
- 子ども会や自体会等を対象とした研修会を開催し，児童生徒の事件・事故防止に努めます。
- 警察等と連携し，不審者情報などの児童生徒の安全に関する情報の共有を図り，事件・事故の未然防止に努めます。
- 学校安全教室や避難訓練等の実施により，児童生徒に危険予測・危険回避能力を身に付けさせるための安全教育を積極的に推進します。
- 実践的な安全教育の実践を推進するため，学校安全マップの見直しや通学路の合同点検を実施し，安全に関するハード，ソフト面の向上に取り組みました。
- 「通学路交通安全プログラム」や「通学路合同点検」により，教育委員会・学校，家庭，地域，警察，自治会の関係部局等の関係機関が連携し，学校や地域の実情に応じた児童生徒の安全確保体制の強化の推進を図ります。

Ⅳ－④ 家庭の教育力の向上

【１ 現状と課題】

- 近年の核家族化や地域社会のつながりの希薄化等を背景として、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなど、家庭教育が困難な現状が多く見られます。このことにより、本来、子どもたちが身につけるべき豊かな情操、生活習慣及び人間関係を築く力などが十分に備わらないことやコミュニティの崩壊により、地域力の根幹である自然、歴史、文化、及び先人の遺徳などの次世代への継承・発展が困難になっている課題があります。
- 本市では、就園・就学前における子育て講座、家庭教育学級合同研修会の実施及び地域学校協働活動の充実など家庭及び地域教育力向上に向けた取組を行っています。

【２ これからの施策の方向性】

- 家庭教育支援条例制定の趣旨を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を高めるため、地域ぐるみで子育てを支援する基盤の整備に努めます。
- 家庭教育を支援するための学習機会の提供や相談体制の整備を図るとともに、家庭教育に関する情報提供に努めます。
- 家庭や地域社会が本来の子どもへの教育力を発揮するために、大人が子どもと共に学び続ける「生涯にわたる教育の実践による人づくり」を目指し、学校・家庭・地域が強固な連携のもと、地域に開かれ、地域に根ざす教育の推進に努めます。

【３ 主な取組】

- 家庭・地域の教育力向上のために、家庭教育に関する学習機会、青少年健全育成及び子ども会活動の充実と学校・家庭・社会の連携強化を図ります。
 - ・「家庭の日」（毎月第３日曜日）の普及・啓発・定着
 - ・県家庭教育支援条例に伴う事業の推進
 - ・幼稚園入園前、小学校入学前における「奄美市子育て講座」の充実
 - ・奄美市青少年育成市民会議の実施
 - ・単位子ども会の活性化支援
 - ・家庭教育に関する４つの運動の推進
 - ※４つの運動⇒「早寝・早起き・朝ごはん運動」、「家庭学習 60・90 運動」、
「ともに親しむ読書運動」、「島唄・島口、美ら島運動」
 - ・学校と家庭の連携強化による家庭学習（自主学習）の充実
 - ・「奄美子ども読書新聞応援プロジェクト」の充実
 - ・教職員の地域行事への参加促進

V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

V-① 生涯学習環境の充実

【1 現状と課題】

- 人生100年時代を見据え、人々がそれぞれのニーズに応じた多様な学習や学び直しの機会を充実させ、その学習成果を社会に生かしていくことができる生涯学習社会を構築することが求められています。
- 社会の急激な変化に伴い、一人一人が社会の中で自立して、他者と連携・協働しながら生涯にわたって生き抜く力や、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付ける必要があります。
- 障害者が学校卒業後を含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、学習機会の提供や学習環境の整備を図る必要があります。
- 本市では、奄美市市民交流センター、市内6公民館及び奄美振興会館を拠点として、生涯学習講座を開講しています。生涯学習講座の成果を地域に還元する場となる「市民文化祭」は、民間、文化団体、行政が一体となって企画・運営しており、市民の多様化・専門化するニーズに応じた生涯学習の提供や内容の充実が求められています。

【2 これからの施策の方向性】

- NPO法人や各機関との連携を図り、市民の多様化・高度化するニーズや現代的課題等に対応できるよう学習機会の充実を図るとともに、地域社会において学習成果を幅広く活用できる体制づくりに取り組みます。
- 人々が生きがいをもって社会に参加し、地域社会の活力の維持向上を図るため、地域づくりの中核を担う人材の育成に努めます。
- 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実を目指し、その支援に努めます。

【3 主な取組】

- 市民一人一人が、それぞれのニーズに応じた学習をあらゆる機会に、あらゆる場所で相互に学びあい、支えあい、高めあうとともに、その成果を地域社会に生かすことのできる生涯学習環境を構築し、生涯にわたる教育の実践を図ります。
- 障害者の各ライフステージにおける学びを支援する環境づくりに努めます。
 - ・ NPO法人、社会教育関係団体等との協働による「奄美市まなび・福祉フェスタ」の開催
 - ・ 奄美少年自然の家や各種ボランティア団体等との連携による体験活動の充実
 - ・ 毎月23日は「子どもといっしょに読書の日」の推進
 - ・ 家庭、地域、学校等における子ども読書活動の推進
 - ・ 生涯学習講座の充実、環境整備
 - ・ 生涯学習講座での学びの成果を生かした学校等への教育活動の支援

V-② 生涯スポーツの推進

【1 現状と課題】

- 市民の誰もが、それぞれのライフステージに応じて、いつでも、どこでも、だれでもそれぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたって主体的にスポーツに親しむことは、体力の向上や健康の保持増進はもとより、明るく豊かで活力ある生活の実現につながることから、生涯スポーツの推進を図ることが必要です。
- 本市では、平成 25 年度から、国のスポーツ基本計画や県のスポーツ振興かごしま基本方針をもとに、スポーツをとおして、支え合うことのできる活力ある社会づくりを目標とした「マイライフ・マイスポーツ運動」を展開しています。その結果、それぞれの関心や適性に応じて主体的・継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しむ市民が増えてきました。
- 地域における生涯スポーツ活動の拠点としてのコミュニティスポーツクラブの設立・育成に努めていますが、今後市民への認知度を高める必要があります。
- 本市では、2023 年に「燃ゆる感動かごしま国体」相撲競技を開催することとなっており、これを契機に市民のスポーツへの気運を更に高めていく必要があります。また、障害者スポーツの普及拡大を図っていく必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 市民の誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたり「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努め、ライフステージ等に応じたスポーツ活動を推進します。
- 「する」、「みる」、「ささえる」など市民の多様化するニーズに適切に応え、市民が主体的に参画できるスポーツ環境を整備します。
- 市民に広くスポーツを普及して健康増進と体力向上を図るとともに、地域スポーツの推進に努め、スポーツによる地域づくりに取り組みます。

【3 主な取組】

- 社会体育施設などを核にし、地域のスポーツ活動の拠点となるコミュニティスポーツクラブの設立・育成及び質的充実に努めます。
- 学校・家庭・地域社会が連携し、市民総ぐるみスポーツ活動（市民体育祭・スポーツフェスタ等）の展開
- 生涯スポーツ及び「マイライフ・マイスポーツ運動」の推進
- スポーツ推進委員の活動充実及び地域に根差した活動の推進
- 地域のスポーツ活動の拠点となる社会体育施設及び学校体育施設の利用促進

V-③ 競技スポーツの推進

【1 現状と課題】

- 本市出身のスポーツ選手が、国際大会や国民体育大会など各種大会で活躍することは、市民に夢と感動と活力を与えるとともに、スポーツ活動を通じた青少年の健全育成に寄与しています。また、スポーツに対する関心を高め、競技人口を増加させるなど、本市のスポーツ振興に重要な役割を果たしています。
- 奄美市体育協会は、8地区の地区体育協会と29の競技団体（令和2年4月現在）が加盟し、本市の競技スポーツの振興に重要な役割を担っています。
- 奄美市スポーツ少年団には、49団体（令和2年4月現在）が加盟し、各種大会を通して競技力向上をはじめ、体力増進を図っています。また、他人を尊重し、協働する心、規律を守る態度を育てるなど次世代を担う青少年の健全育成に寄与しています。
- 平成8年に策定された「スポーツアイランド構想」に基づくスポーツ合宿の推進は、市民や子どもたちが各競技のトップアスリートと接し、身近に感じ、直接指導を受けることで競技の底辺拡大及び競技力の向上、地域の活性化に繋がっています。
- 「燃ゆる感動かごしま国体」後も更なる競技力向上やスポーツ振興が図られるよう指導体制の充実及び選手の育成・強化に継続して取り組む必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 市体育協会やスポーツ少年団の加盟団体などと連携し、「スポーツアイランド構想」を積極的に推進することにより、地域の競技力向上を図ります。

【3 主な取組】

- 各競技団体や次世代を担うスポーツ少年団を支援、トップアスリートによる指導、県民体育大会など各種大会の開催などにより、各種競技の底辺拡大及び競技力の向上に努めます。
 - ・ スポーツ少年団の健全育成と適正な活動の指導
 - ・ 奄美市体育協会加盟競技団体の組織の強化及び充実
 - ・ スポーツ少年団競技別交歓大会の開催及び県民体育大会への派遣による選手強化
 - ・ 関係機関と連携したスポーツ合宿アスリートとの積極的な交流促進
 - ・ 小・中学校各種スポーツ大会出場助成事業の実施
 - ・ 県民体育大会等各種大会の積極的誘致
 - ・ 「スポーツアイランド構想」に基づく施設の整備及び質の高い維持管理



V-④ 文化芸術活動の促進

【1 現状と課題】

- 文化芸術を創造し、享受し文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは人々の変わらない願いです。
- 自主性や創造性が尊重され、多彩で特色ある地域の文化芸術が創造され、心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に向けて文化芸術を振興することが重要です。
- 地域住民が日常的に文化芸術に親しめる文化施設等の整備は進んできていますが、地域によって文化芸術に接する機会に格差があります。
- 文化芸術を将来にわたって発展させていくためには、若手アーティストや文化芸術を支える人材の育成を図る必要があります。
- 市民の文化芸術活動の促進に当たっては、文化施設等を積極的に活用する必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 子どもの頃から様々な文化芸術に親しむとともに、障害の有無等にかかわらず、市民一人一人が生涯を通じて文化芸術に触れ、楽しめるような環境の整備に努めます。
- 様々な芸術分野のアーティストが奄美に集い、地域文化と触れ合う中で新たな文化芸術の創造を可能とする環境の整備に努めます。
- 国内外との交流によって、相互の文化芸術への理解の促進を図ります。
- 学校における文化芸術活動を充実するとともに、子どもが文化芸術に触れる機会を拡充するなど、文化芸術に関する教育を推進します。



【3 主な取組】

- 子どもの頃から身近な場所で多様な文化芸術を鑑賞し、体験できる機会を多く持てる環境づくりを推進します。
- 市内をはじめ市内外で活躍するアーティストによる演奏会、展覧会、実技指導や共同製作等の実施を図るなど、文化あふれる奄美市の発信を推進します。
- 文化施設や施設職員などを活用した鑑賞や体験の機会の創出を推進します。
- 多様なジャンルの優れたアーティストの発掘促進やワークショップの開催などによる、市内外で活躍できる人材の育成を図ります。
- アーティストの文化芸術活動を支援するため、制作・発表などの場に関する情報の提供、指導者や舞台芸術のスタッフなど文化芸術を支える人材の育成を図ります。
- 市内外との交流によって、相互の文化芸術への理解の促進を図るとともに、その質的向上に努めます。
- 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等での文化の理解に係る取組を推進します。
- 子どもたちが、優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動へ参加できる機会の拡充に努め、鑑賞事業の開催に当たっては、地域間のバランス等を考慮し、等しく鑑賞機会が確保されるよう努めます。
- 図画や作品コンクール等への参加の奨励や美術館、博物館等で開催される特別展等の観覧促進に係る取組に努めます。



V-⑤ 地域文化の継承・発展

【1 現状と課題】

- 市内には地域の自然・歴史・文化に根ざした多彩な文化活動が育まれ、人々の地域に生きる誇りを醸成し、地域のコミュニティを支える大きな力となっています。
- 本市には、複雑な歴史の変遷から誕生した多くの伝統行事、集落ごとに異なるシマグチ、史跡など多くの文化資産がありますが、少子高齢化・過疎化による担い手不足などにより、保存・継承が難しくなっているものもあります。
- 市民がシマグチ・島唄・八月踊り・六調踊りなどの伝統文化に接する機会が少なくなっています。

【2 これからの施策の方向性】

- 市内の各集落に伝わる郷土芸能や担い手を育成するとともに、シマグチ・島唄・八月踊り・六調踊りなど奄美大島独自の地域文化を次世代へ継承していくことに努めます。
- 市内の各集落に伝わる郷土芸能や伝統行事のデジタルデータ及びシマグチの音声データの収集・保存に努めます。
- 学校において伝統文化やシマグチ・島唄に接する機会を充実します。

【3 主な取組】

- 地域に残る教えや言い伝えなどを地域の貴重な文化としてとらえ、現代にも生かすため、「伝統文化保存事業DVD」を活用するなどその普及を図り、また、奄美市立奄美博物館や奄美市民俗資料館などの市内の文化施設を積極的に活用することを通じて、郷土の歴史や文化への関心を高め、郷土に誇りをもつ心の醸成を推進します。
- 「シマグチ伝承活動推進事業」として、シマグチが話せる地元の講師を招聘して授業を実施しています。また、各学校でシマグチの学びが行えるよう、平成29年度からは、日々の教訓がシマグチでまとめられた「シマグチ教訓カレンダー」を各校に配付するとともに、児童生徒が集落単位で微妙に異なる発音やアクセントを学べるように、中学校区の主要な集落ごとに音声CDを製作して配付を行い、シマグチ伝承活動を推進しています。
- 奄美群島唯一の総合博物館「奄美博物館」をはじめとする市内文化施設を積極的に活動することを通じて、郷土の自然・歴史・文化への関心を高め、郷土に誇りをもつ心の醸成を推進します。
- 奄美群島を代表する伝統的な建築物である高倉や民家は、文化財としての価値も高く、その建築や茅の葺き替え技術は、特殊で豊富な知識と経験を必要としています。その技術・経験・知識の保持者は非常に少なくなっており、技術の伝承と保存継承に努めます。
- 地域の郷土芸能に関する公演の機会を増やし、地域の伝統行事に子どもたちの参加を促進するとともに、地域の高齢者などの知識や経験を活用して伝統文化や方言の継承を図ります。
- 学校行事等において地域の伝統行事や伝統文化、方言の継承活動を促進します。

V-⑥ 文化財の保存・活用

【1 現状と課題】

- 子どもたちをはじめ、市民が郷土の自然・歴史・文化や文化財に触れ、学び、親しむことなどにより、郷土を愛する心を醸成することが求められています。
- 市内に伝わる地域の伝統行事等の担い手が育つとともに、地域の文化財の活用が図られるなど、個性を生かした地域づくりが展開されることが必要です。
- 本市には、17件の国指定文化財、8件の県指定文化財、39件の市指定文化財をはじめ、多くのシマ遺産があり、これらは貴重な財産として守り伝えられてきています。
- 少子高齢化・過疎化による担い手不足などにより、文化財の保存・継承が難しくなってきたものもあります。

【2 これからの施策の方向性】

- 次世代に継承すべき文化財について、指定・登録等による保護を推進するとともに、文化財を活用した学習の場の提供に努めます。
- 豊かな自然や地域の文化財等の学校教育や地域活動への活用を促進します。
- 国史跡宇宿貝塚について保存活用計画を策定し、計画的な保存活用を推進します。
- 地域に残る伝統行事等を保存・継承するとともに、観光分野関係団体等と連携して、史跡等の文化財を活かした地域づくりの促進に努めます。

【3 主な取組】

- 次世代に継承すべき文化財について、市文化財保護審議会から指導を受けながら、県・市指定を推進します。
- 奄美博物館・歴史民俗資料館・宇宿貝塚史跡公園等において、奄美大島の自然・歴史・文化や文化財等に関する学習機会を提供し、文化財愛護思想の普及啓発を図ります。
- 令和元年度に策定した国史跡小湊フワガネク遺跡保存活用計画に基づき、小湊フワガネク遺跡のさらなる保存・活用を推進します。
- 史跡及び天然記念物等の文化財が所在する場所における開発事業については、発注者と十分に協議を行い、文化財保護法等に基づいた文化財の保護に努めます。
- 文化財に関する指導・助言等の情報提供を行い、特色ある学校づくりや学校行事、総合的な学習の時間等で、身近な文化財や地域の歴史の活用を促進します。
- 文化財案内板の設置及び周辺環境の整備を行い、観光面を含めた文化財の保存・活用に努めます。
- 奄美大島の自然・歴史・文化に関する講座やシンポジウム等を開催して、文化財の啓発普及に努めます。
- 市指定文化財の奄美群島日本復帰関係資料修復事業を推進し、文化財の保存・活用に努めます。

指 標	現況値 (R2 年度)	R7 年度の 目 標 値	関連 施策
生涯学習講座受講者数（人）	(※R1 年度) 2,424	3,500	V-①
奄美市市民文化祭出演団体数（団体）	(※R1 年度) 58	70	V-①
公民館図書貸出数（冊）※I	(※R1 年度) 29,989	55,000	V-①
公民館利用者数（人）※I	(※R1 年度) 110,653	215,000	V-①
奄美市美術展覧会出品者数（人）	(※R1 年度) 1,532	1,750	V-④
社会・学校体育施設の年間延べ利用者数（万人）	390,000	500,000	V-②
市民体育祭応援者の参加者数（人）	3,500	4,000	V-②
スポーツ少年団登録者数	900	1,200	V-③
スポーツ合宿延べ人数	10,000	13,000	V-③
奄美博物館入館者数（人）	(※R1 年度) 13,171	15,000	V-⑥
歴史民俗資料館入館者数（人）	(※R1 年度) 2,559	3,000	V-⑥
宇宿貝塚史跡公園入館者数（人）	(※R1 年度) 1,625	2,000	V-⑥

※新型コロナの影響により、現況値についてR1年度のものを採用している。

※I 公民館についてのR7年度目標は市民交流センターを含む。



第5章 計画の実現に向けて

1 教育行政の着実な推進

本計画に掲げた施策を進めるに当たっては、PDCAに基づく政策マネジメントサイクルを踏まえて、翌年度の具体的な事業を検討することが重要です。

このため、本計画においては、より効果的・効率的な教育政策の企画・立案などを行う観点や、市民への説明責任を果たす観点から、客観的な根拠を重視した行政運営（EBPM）にも留意しつつ、施策ごとに分かりやすい指標を設定します。その指標も参考としながら、市民の期待に応える教育行政の展開に努めます。

2 学校・家庭・地域等との連携・協働

子どもの健全育成をはじめ、教育の目的を実現する上で、学校、家庭、地域は大きな役割を担っており、これら三者が、それぞれ子どもの教育に責任をもつとともに、相互に緊密に連携・協働して取り組むことが重要です。

これら学校・家庭・地域等がそれぞれの役割を果たし緊密な連携・協働が図られるよう、取組を推進します。

3 関係部局・関係機関との連携・協力

現在の多岐にわたる教育課題に対応するためには、市長部局やその他の関係機関との連携・協力が必要です。特別支援教育、環境教育、文化・芸術の振興、青少年育成などの取り組みを推進していくため、積極的な連携・協力を図ります。

4 計画の進捗状況の確認

この計画を効果的かつ着実に実施するためには、定期的な点検とその結果のフィードバックが不可欠です。このため、この計画の進捗状況について、毎年度、点検・評価を行い、その実施に当たっては、有識者等の意見を聞くなどし、また、その点検・評価の結果については、市民に公表します。